

教育職員免許状取得について

- (1) 大学を除く全ての国公私立学校の教育職員（常勤、非常勤を問いません）になるためには、それぞれ相当の教育職員免許状を有する必要があります。
 - (2) 理学部は、中学校教諭、高等学校教諭の一種免許「数学」「理科」を取得できる課程として認定されています。また、大学院理学研究科は、中学校教諭、高等学校教諭の専修免許「数学」「理科」を取得できる課程として認定されています。
 - (3) 令和7年4月3日（木）に教職課程ガイダンスが行われます。教職課程ガイダンスは、翌年以降も同じ時期に開催される予定です。
 - (4) 教育職員免許状の取得についての詳細は、大阪大学教育課程委員会が作成する「**大阪大学【教職課程ブックレット】1 教職課程への招待 教育職員免許状取得ガイド**」（以下「ブックレット」とします）をご覧ください。このブックレットは、上記の教職課程ガイダンスで配布するほか、理学研究科学務係でも入手可能です。
 - (5) 一種免許状を取得するために必要な「教職課程 教科に関する科目表」は、理学研究科学務係で配布します。上記ブックレットと合わせて、確認してください。
- [注] 教職課程に関する連絡事項は、KOANの掲示板に掲載されます。見逃すことのないように注意してください。

理学部の学生として知っておくこと

はじめに

学部学生の諸手続きに関する窓口は、理学研究科学務係（A棟1階 A113）です。

なお、学生の修学上必要な事項についての通知は、原則として掲示により行いますので、常に掲示板を見るように心がけてください。なお、パソコンのWebブラウザからログインするKOANの掲示板のみで通知するものもありますので、日頃から確認を行うようにしてください。

また、以下に説明する事項のうち、一部の届け出、履修登録等もKOANを利用しますのでご留意ください。

KOANにログインするには、入学後、配布する大阪大学個人IDが必要になりますので、卒業まで大切に保管してください。KOANへの入力はインターネットが使えるパソコンであれば、学内外を問わず可能です。理学部では、理学研究科情報処理室（B棟2階 B214）、サイバーメディアセンター等のパソコンが使用可能です。

1. 4学期制と授業時間

大阪大学は、平成29年4月から2学期制から4学期制へ移行しました。4学期制とは、1年間を4つの学期に区分し、1学期あたり8週の授業実施期間を設ける制度です。学期の区分及び名称は次のとおりです。

春学期：4月1日～6月中旬

夏学期：6月中旬～9月30日

秋学期：10月1日～12月初旬

冬学期：12月初旬～3月31日

(※春、秋学期の終期及び夏、冬学期の始期は年度ごとに定めます。)

なお、本学において開設する授業科目については、開講する期間により次のとおり分類します。

学期の区分ごとに開講する授業科目：ターム科目

春学期・夏学期又は秋学期・冬学期の区分ごとに開講する授業科目：セメスター科目

春学期～冬学期にわたり開講する授業科目：通年科目

その他、部局により上記以外の分類で開講する科目

理学部では、入学後の1年次から2年次春～夏学期までは、全学の共通教育に重点をおいて、比較的専門にとらわれない教育が行われます。ただし、基礎的性格の強い科目においては、1年次春～夏学期から学部による専門教育を系統的に導入しています。

また、学習の実をあげるためには、自習に割くべき時間も考慮して学修計画をたてるようにしてください。

授業時間の区切りは次のとおりです。

第1時限	休み	第2時限	休み	第3時限	休み	第4時限	休み	第5時限	休み	第6時限
8:50～ 10:20		10:30～ 12:00		13:30～ 15:00		15:10～ 16:40		16:50～ 18:20		18:30～ 20:00

授業時間は通常2時間（90分）単位で行われますが、実験・実習科目等では3時間（135分）あるいは6時間（270分）連続の授業もあります。

2. 在学中の異動等

(1) 在学年限

大阪大学学部学則第9条により在学年限は8年とすること、また、学生が在学年限に達したときは、その身分を失うことになる旨が定められています。

(2) 休学と復学

① 病気その他やむを得ない理由で3ヶ月以上修学できない場合は、所定の手続きをとつて、その学年の終わりまで休学を願い出ることができます。休学期間は在学年数に算入されません。

② 休学期間中にその事由が消滅した場合は、許可を得て復学することができます。

③ 許可された休学期間が中途半端な月数であったり、休学期間中の途中で復学した場合、その学期又は学年に開講されている授業科目の履修が認められないことがあります。

このような場合、単位の修得が不可能になることもあるので注意してください。

④ 4年の期間を超えて休学することはできません。

(3) 退学

学生が退学しようとするときは、事由を詳述した退学願を提出し、許可を得なければなりません。

(4) 転部・転科

入学後、特別の事情がある場合は、選考のうえ他の学部へ「転部」、又は他の学科へ「転科」を許可されることがあります。

ただし、転科については、当該学科の収容人員に余裕があり、当該学科の在籍者と同等以上の資格を有すると判断される者に限られます。転科を希望する者は、原則として1年次の10月末頃までに、理学研究科学務係に相談してください。

また、転部を希望する者も早めに理学研究科学務係に相談してください。

3. 届け出・証明書等

1) 願・届

提出書類等	提出時期等	提出先
休学願・復学願・退学願	一か月前（厳守） ※学務係もしくはクラス担任等に事前に相談のうえ、所定の手続きを行ってください。	学務係
氏名変更・転籍届	その都度（速やかに提出してください）	学務係
本人・保護者の住所、 電話番号等の変更	その都度（KOANで速やかに修正登録を行ってください） ※必要に応じて、大学から電話（メール）連絡・郵送等を行うことがありますので、必ず修正登録を行ってください。	

2) 証明書等

交付事務 学務係

証明書等の書類	摘要	要
学生証	入学の際に交付します。 常に携帯し、本学職員の要求があったときはいつでも表示できる ようにしてください。学籍を離れたときは必ず返還してください。	
通学定期乗車券発行控	年度始めに交付します。 住所変更等により通学区間を変更する場合は、KOANの登録内 容を修正のうえ、必ず申し出ください。	
通学証明書	必要と認める者に対し交付します。	
学割証	証明書自動発行機により発行してください。	
卒業見込証明書（4年次の卒業見込 者のみ）、成績証明書、在学証明書、 卒業証明書、その他（注参照）	在学生は、証明書自動発行機を利用して下さい。 卒業生等は、所定の交付願（下記URL参照）に所要事項を記入し、 必要とする日の2日前（休日が入る場合はその日数を加算）まで に願い出で下さい。 ・理学部ホームページ「各種証明書の発行」 https://www.sci.osaka-u.ac.jp/ja/certificate/studente_ce/	
学力に関する証明書、 教育職員免許状取得見込証明書	上記「卒業証明書」と同様に、所定の交付願により、必要とする日 の1週間前（休日が入る場合はその日数を加算）までに願い出でく ださい。時期により1週間以上かかる場合がありますので、お早め に願い出で下さい。	

（注）年度末・入試時期等行事により証明書発行業務を停止する場合は、事前に別途掲示で指示し
ますので注意してください。

3) 証明書自動発行機について

発行できる証明書	設置場所等
1. 学割証 (有効期限：発行日から3ヶ月)	豊中地区 豊中学生センター2階ホール（2台） 全学教育管理・講義棟（A棟）2階（1台）
2. 在学証明書	
3. 成績証明書	
4. 卒業見込証明書（4年次の卒業見込者のみ）	吹田地区 吹田学生センター1階（1台） 医学部医学科共通棟1階（1台） 工学部管理棟1階（2台）
5. 健康診断証明書（定期健康診断受検者のみ）	
	箕面地区 外国学研究講義棟2階就職情報コーナー横（1台）

※健康診断証明書は個人によって証明書自動発行機から出力されない場合があります。

その場合はキャンパスライフ健康支援・相談センターに問い合わせてください。

4) 学生証の再交付について

交付事務 学生センター

種類	摘要	要
学生証の再交付	紛失・破損したときは、豊中・吹田学生センター で再交付手続きをしてください。 なお、理学研究科建物への入館システムを利用する には、再交付後、理学研究科庶務係に申し出で ください。	

5) 諸願届書式（学務係に申し出て入手してください。）

休 學 願

年 月 日	
大阪大学理学部長 殿	
学籍番号: _____	
ふりがな _____	
本人氏名: _____ 印 _____	
住所: _____	
電話番号: _____ - _____ - _____	
メールアドレス: _____ @ _____	
保護者等氏名: _____ 印 _____	
住所: _____	
電話番号: _____ - _____ - _____	
休 学 頑	
_____ 年度入学 _____ 学科 _____ コース _____ 年次	
氏名 _____	
私こと、下記により休学したいのでご許可くださるようお願いします。	
記	
1. 休学の理由 (※病気の場合は医師の診断書を添付のこと。)	
2. 休学の期間 年 月 日～ 年 月 日 (ケ月間)	
3. 税金援助の有無 授業料の免除: (有) _____ (無) _____	
奖学金貸与・給与: (有) _____ (無) _____	
* 奨学金の貸与・給与を受けている場合は、各自で必要手続きを確認の上、遺漏の無い様に行うこと。 詳細は大阪大学ホームページ参照。	
指導教員等承認印	
甲	
*学部1～3年は学科長印	
/	
/	
※事務処理欄	
大学院係 授業料担当者印	/
学務係 学生異動登録者印	/

復 學 願

大阪大学理学部長 殿

年 月 日

学籍番号: _____

ふりがな _____ 印

本人氏名: _____ 印

住所: _____ 印

電話番号: _____ 印

メールアドレス: _____ 印

保護者等氏名: _____ 印

住所: _____ 印

電話番号: _____ 印

復 学 願

____年度入学_____学科_____コース_____年次

氏名_____

私こそ、 年 月 日まで休学を許可されていましたが、下記の理由のため、 年 月 日より復学いたしたいので、ご許可くださるようお願いします。

記

1. 理由（※病気の場合は医師の診断書を添付のこと。）

2. 復学希望年月日 年 月 日

* 休学前に奨学金の貸与・給与をうけている場合は、各自で必要手続きを確認の上、遗漏の無い様に行なうことを。

詳細は大阪大学ホームページ参照。

指導教員等承認印	印
*学部1~3年は学科長印	

※事務処理欄

授業料担当者印	/	学務係 学生異動登録者印	/
---------	---	-----------------	---

退 学 願

年 月 日

大阪大学理学部長 殿

年入学	学籍番号	_____	
学 部	学 科	コース	年次
フ リ ガ ナ			
本 人 氏 名	印		
生 年 月 日	年	月	日
住 所			
電 話 番 号			
メ ル ク レ ス	㊂		
保護者等氏名	印		
住 所			
電 話 番 号			

退 学 願

私こと、下記理由により退学したいので、ご許可くださるようお願いします。

記

1 退学理由（具体的に記入すること。就職の場合はその旨を記入のこと。）

2 退学希望年月日 年 月 日

注）退学理由が「病気」である場合、診断書を添付すること。

○奨学生等の有無 授業料の免除申請 : (有 • 無)
 募金会の貢与・給与 : (有 • 無)
 T・A・XTR・A : (有 • 無)

注)・奨学生の貸付・給与を受けている場合は、各自で必要手続きを確認の上、遅滞の無い
1週間に行なうこと。

詳説は大阪大学ホームページ参照。

・学期の中途で退学する場合、その学期の授業料を納入しておくこと。

○日本国籍の有無 (日本国籍を有する・留学ビザ・その他のビザ)

注)・日本への在留資格が「留学」である場合は、留学生・国際交流担当にて在留資格の
変更及び進路について報告を行うこと。

指導教員等承認印	印
※学部1～3年は学科長印	

※ 事務処理欄

授業料担当者印	/	学務係	/
		学生異動登録印	/

氏名変更・転籍届

年 月 日

大阪大学理学部長 殿

氏名変更・転籍届

学籍番号	学年	所属学科
04 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>		
氏名	連絡先(電話またはメールアドレス)	

下記のとおり 氏名変更・転籍いたしましたので、届出いたします。

変更年月日 年 月 日

フリガナ		
新氏名	(氏)	(名)
旧氏名	(氏)	(名)

新本籍	
令和蓮府県名のみ、日本国外以外の場合、國名を記入	

※届出の際には、必ず戸籍抄本あるいは住民票等、確認できる書類を提示すること。
 ※併せての貸し、送りをうけている場合は、各自で必要手続きを確認の上、連絡のない限り行うこと。
 (詳細は大阪大学ホームページ参照)

事務処理欄

戸籍登録	
学生情報係に報告	
学生課の受付日	
学長・クラス担任に報告	

4. 履修登録について

履修登録は各登録期間にパソコンの Web ブラウザを使用し、KOAN にて登録します。

履修登録しないで授業を受けても成績が出ないので必ず履修登録してください。

(KOAN ログイン方法)

マイハンダイ (<https://my.osaka-u.ac.jp/>) にアクセスして、大阪大学個人 ID とパスワードを入力した後に、KOAN アイコンを選択してください。



<履修登録期間等>

○全学共通教育科目：

学年や開講学期、科目ごとに登録方法・時期が異なります。

詳細は掲示板、KOAN 掲示板でお知らせします。



全学教育推進機構ホームページ：<https://www.celas.osaka-u.ac.jp/education/>

○専門教育科目：

・セメスター科目（春～夏学期）、ターム科目（春学期、夏学期）及び通年科目：

4月上旬から4月下旬に Web 履修登録

・セメスター科目（秋～冬学期）、ターム科目（秋学期、冬学期）：

9月下旬から10月中旬に Web 履修登録

・夏学期、冬学期の変更登録期：

6月中旬、11月下旬に Web 変更登録

詳細は掲示板、KOAN 掲示板でお知らせします。

※専門教育科目については、必修科目であっても履修登録が必要となります。

※原則として、定められた期間外での、履修登録および履修削除はできません。

5. 理学部開講の授業・試験欠席の取り扱いについて

下表の欠席事由により理学部開講の授業を欠席した場合、授業担当教員は学生が履修上不利益とならないよう配慮を行うものとして定められています。ただし、配慮内容は授業担当教員にて個別に検討されます。授業担当教員に、診断書等の証明書類を提示の上で直接事情を説明し、判断を仰いでください。

欠席事由	配慮をする期間	必要書類
学校感染症（学校保健安全法施行規則第18条に規定する感染症）を罹患したことにより出席停止の措置を受けた場合	学校保健安全法施行規則第19条に規定する <u>出席停止</u> の期間	診断書 等 「病名」、「出席停止期間」が特定できるもの
親族（3親等以内）が死亡した場合	通夜、葬儀などのために要した日数 ・配偶者、1親等 連続7日以内 ・2、3親等 連続3日以内	死亡診断書、会葬礼状 等
「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」に基づく裁判員の選任手続きのため及び裁判員の職務に従事するため裁判所に出頭した場合	裁判所に出頭した日	裁判所からの呼出状 等
居住地及び通学経路に係る特別警報が発令された場合	特別警報が発令された日	不要
教職課程に係る「教育・養護実習」及び「介護等の体験」を行う場合	・「教育・養護実習」を実施する期間 ・「介護等の体験」を実施する期間	欠席届

（備考）

- ・学校感染症以外の疾病・負傷等のその他やむを得ない事由
授業担当教員に、診断書等の証明書類を提示の上で直接事情を説明し、判断を仰いでください。
- ・教職課程に係る「教育・養護実習」及び「介護等の体験」
実習・体験申込者に配付される欠席届（専用様式）を使用してください。配付時期等は、教職課程ブックレットにてご確認ください。なお、他の理由でも欠席を繰り返したり、欠席した授業科目を自習しなかったりして、学習成果が各授業で求められる水準に達していない場合、単位修得はできません。
- ・教職課程に係る「総合演習」及び「教職実践演習」
履修上不利益とならないよう配慮すべき事由には該当しないものとします。
- ・課外活動による欠席
原則として履修上不利益とならないよう配慮すべき事由には該当しないものとします。

6. 健康・傷害関係

1) 健康診断

学生定期健康診断は、学校保健安全法、大阪大学学生健康診断規定により義務付けられています。定期健康診断は毎年必ず受検してください。詳細・注意事項については、健診前に通知される実施通知を各自確認してください。健康診断の結果に対しては保健管理部門の医師が検討し、必要な方には再検査や精査・加療の為の医療機関の紹介などの事後処置を行います。なお、大学が実施する健康診断を受検しなかった場合は、他で受検した健康診断証明書(身長・体重・血圧・尿・胸部レントゲンを含む。様式任意。)を後日、理学研究科学務係へ提出してください。

キャンパスライフ健康支援・相談センターホームページ：

<https://hacc.osaka-u.ac.jp/ja/home/sosiki/hokenkanri/results/>



2) キャンパスライフ健康支援・相談センター「健康管理部門」

キャンパスライフ健康支援・相談センター保健管理部門では、本学に在籍している学生（留学生を含む）に、診察や健康相談等の業務を行っています。けがや体調が悪くなった場合の初期治療や、精神科医による相談、そのほか禁煙外来や女性外来など、学生のこころとからだのサポートを行っています。受付診療時間や予約方法については、ホームページにてご確認ください。

キャンパスライフ健康支援・相談センターホームページ（こころとからだのサポート）

<https://hacc.osaka-u.ac.jp/ja/home/sosiki/hokenkanri/clinic/>



3) 学生教育研究災害傷害保険について

「学生教育研究災害傷害保険（学研災）」は、国内外における教育研究活動中に学生が被った「けが」に対して補償を提供するために設立された保険制度です。大阪大学では、全ての対象者がこの保険に加入することとしています。入学手続きの際に「学生教育研究災害傷害保険加入者のしおり」とゆうちょ銀行の払込取扱票を配布しますので、必ず郵便局またはゆうちょ銀行の窓口で通学中等傷害危険担保特約保険料を含む金額を払い込んでください。接触感染予防保険金支払特約には対応していません。加入手続きがまだの方、留年された方は、すぐに加入の手続きをとってください。加入方法や保険金の内容、保険期間、保険料については、ホームページにてご確認ください。

※ 誤った金額を振り込まれた場合、加入手続きが取れず、この保険の対象となる「けが」であっても保険金の支払いができません。必ず、所属学部（研究科）及び学年に対応した金額を払い込んでください。

※学生教育研究賠償責任保険（学研賠）について

正課・学校行事中やインターンシップ（大学が承認したものに限る）・介護体験活動・教育実習・保育実習及びその往復中に、他人にケガをさせたり、他人の財物を損壊したりしたことによる法律上支払わなければならない損害賠償金を補償する保険です。加入希望者は必ず「学研災」に加入していることを確認のうえ、大学生協の保険窓口で必要書類を受け取り、郵便局で保険料を払い込んでください。

<事故の通知・保険金の請求>

保険の対象と思われる事故が発生した場合は、速やかに大学生協の保険窓口に連絡してください。

問い合わせ先：

豊中生協事務所（豊中福利会館4階） 電話：06-6841-3326

大阪大学ホームページ：

<https://www.osaka-u.ac.jp/ja/campus/life/insurance.html>



7. 学生相談

理学部・理学研究科では、学生の皆さんのが大学生活を送る中で抱える様々な悩みや疑問などに對して、気軽に相談できるよう複数の相談窓口を設置しています。例えば、その悩みは、学業のことや大学の手続きのことであったり、あるいは、将来の進路のこと、健康のこと、友人関係のことであったり、もしかしたら、1人で解決できない困難な悩みを抱えてしまうこともあるかもしれません。そんなとき、家族、友人、身近な教員等に相談する方法以外に、理学部・理学研究科には、悩みの解決に向けたサポートを行う相談窓口として、下記1)～7)があることを知つておいてください。どうしたらよいのかわからない、そう思ったときは気軽に相談してみましょう。なお、どの窓口にどんな相談をしても適切な対応が行われますので、相談する内容に関わらず、相談しやすい窓口、相談しやすい方法で相談してみてください。また、理学部・理学研究科の相談窓口のほか、全学の相談窓口として、下記8)～10)もあります。相談場所や連絡先については、ホームページにてご確認ください。

下記のすべての相談窓口は、秘密厳守で相談に応じています。

1)～7) 理学部・理学研究科ホームページ：

<https://www.sci.osaka-u.ac.jp/ja/campuslife/studentsupport/>



1) 学生相談員（理学部・理学研究科）

理学部・理学研究科の学生の皆さんのが抱える修学面、生活面、健康面等の日常における様々な悩みに対して、担当教員が学生相談員として、解決のためのアドバイスやサポートを行っています。学生相談員は、所属学科・専攻関連の相談内容に限らず対応することになっていますので気軽に何でも相談してみてください。相談は電話でもよいですがEメールでも受け付けています。悩みごとがあれば、どんな小さなことでも構いませんので、とにかく一度メールしてみてください。

メールアドレス：sodan@sci.osaka-u.ac.jp（全学科・専攻共通）

2) なんでも相談室（理学部・理学研究科）

理学部・理学研究科の学生の皆さんが、気軽になんでも相談できるように、学生相談員の他に「なんでも相談室」を理学研究科内に設置しています。勉学や学問の内容に限らず、対人関係のほか、学生生活全般に関するものや「漠然とした相談」「誰に聞いたらいいかわからない質問」など、担当者が文字通りなんでも相談にのってくれます。相談は基本的に、火曜日・水曜日・木曜日に相談時間枠を設けています。場所は、なんでも相談室（E棟E217）です。悩みがあれば気軽に相談しに来てください（場合によっては、他の場所で相談を受け付けることもあります。）。なお、Eメールによる相談や予約も受け付けています。

メールアドレス：nandemo@sci.osaka-u.ac.jp

3) 基礎工学&理学キャンパスライフ支援室「カウンセリングルーム樹里（じゅり）」

理学部・理学研究科と基礎工学部・基礎工学研究科の専属カウンセラー（資格名：公認心理師、臨床心理士、国家資格キャリアコンサルタント、認定ハラスマント相談員）と担当教員が協力し、学生の皆さんの相談に対応します。必要に応じて他の相談窓口をご紹介し連携いたします。個人情報は守られます。予約方法は理学部ホームページで確認してください。

4) 就職担当教員（理学部・理学研究科）

就職に関する相談は、各学科、専攻の就職担当教員にお問い合わせください。学科・専攻ごとに就職担当教員の任期が異なるため、最新の情報は理学部・理学研究科ホームページにてご確認ください。

5) キャリア支援室（理学部・理学研究科）

原則として毎週月曜日の 16:00-20:00 に開室しています（8月・9月は閉室）。就職活動のエントリーシートのチェック、模擬面接、将来の進路相談等を実施しています。相談の予約は相談室（B棟B224）のドアに貼った予約表で受け付けています。

6) 留学生相談室（理学部・理学研究科）

理学部・理学研究科の留学生の皆さんが、日本で大学生活を送る中で抱える修学面、生活面、健康面等の様々な悩みを英語で相談できるように、「留学生相談室」を理学研究科内に設置しています。相談したいことがあれば、どのようなことでもよいので一人で悩まずに遠慮なく相談してください。担当の留学生専門相談員が、解決のためのアドバイスやサポートをします。Eメールや電話での相談はもちろんのこと、相談室で直接相談にのることもできますので、Eメールで予約をとってください。

また、各学科、専攻の留学生担当教員にも相談ができるほか、留学生相談室担当職員（理学研究科D棟D201 国際交流サロン内）が、生活相談に対応しています。

メールアドレス：**foreign@sci.osaka-u.ac.jp**

電話：06-6850-8169

7) ハラスメント相談員（理学部・理学研究科）

ハラスメントの防止等に関する取り組みの一環として、ハラスメントに関する苦情や相談に対応するため、理学部・理学研究科にハラスメント相談員を置いています。学生の皆さん、不幸にしてハラスメントの被害に遭ったときには、一人で悩まず、まずは家族や友人など信頼できる人に相談し、必要に応じて理学部・理学研究科のハラスメント相談員に相談してください。相談があった場合、ハラスメント相談員は真摯に話を聞いて問題解決にあたります。次項9)の専門相談員のいる全学の相談室での対応がより適切であると判断される場合には、相談者本人の了解を得た上でそちらへ連絡することもあります。相談は、学科・専攻に関わらず、誰にしても構いません。事務部にも相談員がいます。各学科の相談員名等は、理学部・理学研究科のホームページ（内部専用ページ）に掲載されています。

理学研究科のホームページ（内部専用ページ）：

<https://www.sci.osaka-u.ac.jp/inside/opinion/harrasment/>



8) キャンパスライフ健康支援・相談センター「相談支援部門」（全学）

さまざまな困り事や悩み事についての相談へ応じたり、支援を提供したりする部門です。学生の皆さんを対象にしたものとしては、①学生相談（カウンセリング）、②アクセシビリティ支援（障がいや慢性疾患を有する学生の支援）、③ピア活動支援（学生どうしの助け合いの支援）などがあります。場所は各キャンパスの学生センターに隣接しています。（豊中地区：学生交流棟3階、吹田地区：I Cホール1階 箕面地区：外国学研究講義棟1階）

キャンパスライフ健康支援・相談センターホームページ：

<https://hacc.osaka-u.ac.jp/ja/>



○学生相談室

学生相談室は、どんな相談も受け付けています。こころの悩みだけでなく、大学生活への不安、日常の困り事、ちょっと愚痴りたい…等気軽にご利用ください。経験豊かな相談相手（カウンセラー）に相談することができます。英語でのカウンセリングも受け付けています。相談は1回だけでも結構ですし、継続して何回でも相談することができます。

キャンパスライフ健康支援・相談センターホームページ：

<https://hacc.osaka-u.ac.jp/ja/home/sosiki/gakusou/>



○アクセシビリティ支援室

障がいを持っている学生だけではなく、大学生活で困難を感じているすべての学生に対してアドバイスや情報の提供などを行っています。

キャンパスライフ健康支援・相談センターホームページ：

<https://hacc.osaka-u.ac.jp/ja/home/sosiki/sodansien/acs/>



○ピア相談室

学業、進路、人間関係の悩みのほか、カルト団体・消費者トラブル・サークル活動や経済上の問題など、学生生活上の様々な問題について相談に応じています。本学大学院人間科学研究科で臨床心理学を専攻している大学院生が、教員とともに「ピア・アドバイザー」として活動しています。

キャンパスライフ健康支援・相談センターホームページ：

<https://hacc.osaka-u.ac.jp/ja/home/sosiki/piatomo/>



9) キャンパスライフ健康支援・相談センター「ハラスメント相談室」（全学）

大阪大学では、ハラスメントのない大学を目指し、その発生の防止や解決に取り組んでいます。その一環として、各キャンパスに全学の相談室を設置しており、前項7) のハラスメント相談員とは別に、専門相談員が問題の解決にあたっています。ハラスメントの被害に遭ったときや周囲の人が被害に遭って困っているときは、勇気を出して相談しましょう。

相談をご希望の場合は、事前に電話予約を行ってください。

大阪大学ホームページ：

https://www.osaka-u.ac.jp/ja/guide/student/prevention_sh



10) キャリアセンター

キャリアアドバイザーに就職相談（進路相談）ができます。進路・就職相談予約システムより予約をしてください。

キャリアセンターホームページ：<http://career.osaka-u.ac.jp/>



進路・就職相談予約システム：<https://cs-web.osaka-u.ac.jp/soudan/student/>



8. 授業料納入

- (1) 授業料納入は原則として口座振替（預金口座からの自動引落のこと、手続書類は入学手続時に配付）により行われます。授業料納入期日（口座振替日）は、春・夏学期分は5月末日、秋・冬学期分は11月末日（詳細はその都度通知）となります。納期までに口座開設ができなかつた場合は、口座振込を希望しているとみなし振込依頼書を送付します。
- (2) 滞納者に対しては、本人及び保護者等に督促を行いますが、督促があったにも拘わらず納付しない場合は、除籍の手続きをとることがあります。
- (3) 授業料納入が困難な学生に対し、下記のとおり授業料を免除等する制度があります。

大阪大学ホームページ：

https://www.osaka-u.ac.jp/ja/guide/student/tuition/tuition_info



9. 入学料免除・授業料免除等について

学部学生を対象とした高等教育修学支援制度と、高等教育修学支援制度の申請資格を満たさない一部の学部学生や大学院学生を対象とした大阪大学授業料免除等制度があります。各制度で定める申請資格に該当する場合は、これらの制度を申請することにより、授業料等の全部または一部の納入額が免除される（納入期限が猶予される）可能性があります。経済的理由や家庭の事情等により納入が困難な状況にあるときは、大阪大学ホームページに掲載するこれらの制度の案内や情報をよく確認してください。なお、授業料（入学料）の免除等制度への申請を希望される場合には、所定の期限までに申請手続きを行ってください。

授業料免除等の申請については、前期（4月から9月まで）分、後期（10月から翌年3月まで）分のそれぞれの期の授業料ごとに免除を決定します。

1) 授業料（入学料）免除

○高等教育修学支援制度（「大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第八号）」）
学部学生が授業料等免除を希望する場合、原則高等教育修学支援制度への申請となります。
申請前に、日本学生支援機構ホームページにて、高等教育修学支援制度の支援対象者の要件
※に該当するか否かを必ず確認してください。
※要件とは、国籍・在留資格に関する要件又は大学等に進学するまでの期間に関する要件のことを指します。

日本学生支援機構ホームページ：進学後（在学採用）の給付奨学金の申込資格
<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/kyufu/shikaku/zaigaku.html>



<制度の要点>

- ・住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の日本人等 ※1 学部学生が対象
- ・「給付奨学金（返還を要しない奨学金）」の給付と、「入学料・授業料減免」の認定がセットとなった支援制度 ※2
- ・「給付奨学金」と「入学料・授業料減免」の申請手続きを両方とも完了する必要があります。

※1 日本国籍を有する者、法定特別永住者として本邦に在留する者、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等をもって本邦に在留する者、定住者の在留資格をもって本邦に在留する者で将来永住する意思があると認められた者、家族滞在の在留資格をもって本邦に在留する者で一定の要件を満たす者。

※2 日本学生支援機構給付奨学金に申請し採用され受給される方に対して、大学が入学料・授業料減免を認定する仕組みです。なお、入学料免除は入学時の一度きりの支援となります（※ただし、編入学前の高等教育機関等で高等教育修学支援制度の入学料減免の支援を受けたことがある方は、本学入学時に入学料減免の支援を受けることはできません）。

<注意事項>

本学が定める期限までに所定の申請手続を行っていない場合には、同制度の支援を受けられません。支援を希望する場合は期限に余裕をもって保護者等に相談のうえ必ず期限までに申請してください。

<申請方法等>

大阪大学ホームページより申請案内（前期：2月末 後期：8月末掲載予定）を確認のうえ、
申請期間内に所定の手続きを行ってください。



大阪大学ホームページ：高等教育修学支援制度による授業料等免除の申請方法等

<https://www.osaka-u.ac.jp/ja/campus/tuition/remission/koutou/kotosyugaku-appli>

○大阪大学授業料免除等制度

高等教育修学支援制度の支援対象者の要件を満たさない方については、大阪大学独自の支援制度として実施する授業料免除に申請できる場合があります。大阪大学ホームページより申請要項（前期：1月末 後期：8月末掲載予定）を確認のうえ申請期間内に、所定の手続きを行ってください。

大阪大学ホームページ：大阪大学授業料免除等制度の申請方法等

<https://www.osaka-u.ac.jp/ja/campus/tuition/remission/system>



2) 入学料収納猶予・授業料収納猶予・授業料分納

大阪大学授業料等免除制度が実施します。詳細は大阪大学ホームページにてご確認ください。

大阪大学ホームページ：大阪大学授業料免除等制度の申請方法等

<https://www.osaka-u.ac.jp/ja/campus/tuition/remission/system>



問い合わせ先：

吹田学生センター（I Cホール1階）授業料免除担当（平日 8:30～17:00）

メールアドレス：gakusei-sien-en1@office.osaka-u.ac.jp

電話：06-6879-7088・7161

10. 日本学生支援機構奨学金（外国人留学生を除く）について〈貸与・給付〉

日本学生支援機構（以下、「機構」という）奨学金は、勉学に励む意欲があり、またそれにふさわしい能力を持った学生が経済的理由により修学をあきらめることのないように支援する制度です。貸与奨学金は返還（返済）の義務があり、必ず返還しなければなりません。

給付奨学金は原則として返還の義務はありません。

必要手続きや期限の詳細は、3月末頃に本学ウェブサイトに掲載します。希望する奨学金でそれぞれ必要手続きが異なるため、ウェブサイトに掲載される所定の方法により期限までに手続きを行ってください。

大阪大学ウェブサイト：

貸与奨学金について

<https://www.osaka-u.ac.jp/ja/campus/tuition/scholar/jasso/recruit>



給付奨学金について

https://www.osaka-u.ac.jp/ja/campus/tuition/scholar/kyufu/new_r2



問い合わせ先：

豊中学生センター奨学金担当（豊中キャンパス学生交流棟2階）

問合せフォーム：

https://www.osaka-u.ac.jp/ja/campus/tuition/scholar/jasso/form_recruit



11. 地方公共団体及び民間奨学団体奨学金（外国人留学生を除く）について

地方公共団体及び民間奨学団体による奨学金（以下、「各種奨学金」という。）は、学業、人物ともに優れ、かつ、経済的理由により学資の支弁が困難と認められる方に給与もしくは貸与される制度です。

学生センターで取り扱っている各種奨学金は、「候補者を選考し大学から推薦する奨学金」と「希望者が直接出願する奨学金」があります。「候補者を選考し大学から推薦する奨学金」については、推薦人数に限りがあり、またそれぞれの団体での推薦基準があるため、必ずしも申請者全員が推薦候補者になるとは限りません。

また、奨学生に採用されると、在学中のみならず卒業後も団体との関係は続きます。大阪大学から推薦されたという自覚を持ち、向学心をさらに高め、交流会、面談、研修会への出席や、生活状況調書、成績表、奨学金受領書の提出など、奨学生としての義務を果たさなければなりません。これらの義務を怠った場合、辞退や採用取り消しとなる場合もありますので、十分に考慮の上、申請してください。登録受付期間、申請方法等については、ホームページにてご確認ください。

○候補者を選考し大学から推薦する奨学金

大学からの推薦候補者は、登録者から選考します。

登録要項をダウンロードのうえ、要項で指定している受付期間内に申請してください。

「登録要項」は、12月下旬から、大阪大学ホームページよりダウンロードできます。

大阪大学ホームページ：地方公共団体及び民間奨学団体の奨学金

https://www.osaka-u.ac.jp/ja/campus/tuition/scholar/gov_n_private



○希望者が直接出願する奨学金

大学に募集案内があった場合、その都度K O A N掲示板にてお知らせします。

地方公共団体奨学金については、本学に募集案内が来ない場合があるので、直接、出身地等の教育委員会等へ照会してください。

問い合わせ先：

吹田学生センター（I Cホール1階）民間団体等奨学金担当（平日 8:30～17:00）

メールアドレス：gakusei-sien-en1@office.osaka-u.ac.jp

12. 大阪大学学寮の追加募集について

大阪大学には、本学で学ぶ学部学生に修学上の便宜を図ることを目的として、学寮があります。

詳細は、大阪大学ホームページにてご確認ください。

問い合わせ先：

財務部資産管理課ハウジング運営係学寮担当（平日 9:00～12:00/13:00～17:00）

メールアドレス：gakuryo@ml.office.osaka-u.ac.jp

電話：06-6105-5887

大阪大学ホームページ：

<https://www.osaka-u.ac.jp/ja/guide/student/general/dormitory.html>



13. 気象警報の発表時等における授業の取扱いについて

- ・メディア授業（定期試験を含む。以下同じ。）については、この取扱いを適用せず、気象警報の発表時等においても原則として授業を実施します。
- ・ただし、メディア授業の実施が困難な事象が発生した場合は、授業開講部局の判断により休講とすることがあります。その場合は、KOAN等でお知らせします。
- ・学生の皆さんのお住まいの居住地域又は通学経路にある地域に暴風警報又は特別警報が発表された場合、震度5強以上の地震が発生した場合において、避難又はその準備をしなければならない等やむを得ない事情により、メディア授業を受講できない場合には、履修上不利益とならないよう配慮しますので、授業開講部局又は所属部局の教務担当係に申し出てください。

1. 気象警報発表時の取扱い

大阪府「豊中市・吹田市・茨木市・箕面市のいずれか又はこれらの市を含む地域」に「暴風警報」、又は「特別警報＊」が発表された場合、授業を休講とします。

なお、当該発表が授業開始後の場合は、次の时限の授業から休講とします。

*「特別警報」については大雨、暴風、暴風雪、大雪など内容を限定せず、すべての「特別警報」を対象とします。

2. 公共交通機関の運休時の取扱い

災害により、通学路線のうち以下の公共交通機関のいずれかが運行の休止又は運転の見合せ（以下、「運休」という。）となった場合（一部区間の運休を含む）、当該キャンパスで開講する授業を休講とします。

①豊中キャンパス 阪急電車（宝塚線：大阪梅田—宝塚間）又は
大阪モノレール（全線）

②吹田キャンパス 阪急電車（千里線：大阪梅田／天神橋筋六丁目—北千里間）又は
大阪モノレール（全線）

③箕面キャンパス 大阪メトロ（御堂筋線（北大阪急行路線含む）：梅田—箕面萱野間）
又は大阪モノレール（全線）

ただし、事故等による一時的な運転見合せについては、休講とはしません。

3. 気象警報又は公共交通機関運休の解除時の取扱い

気象警報又は公共交通機関の運休が解除された場合の取扱いは次のとおりとします。

警報・運休解除時刻	授業の取扱い
午前6時以前に解除された場合	全日授業実施
午前9時以前に解除された場合	午後授業実施
午前9時を経過しても解除されない場合	全日授業休業

注1 連合小児発達学研究科については、別途当該研究科からメールにより取扱いを連絡します。

注2 解除の確認は、テレビ・ラジオ・インターネット等の報道によるものとします。

4. 地震発生時の取扱い

大阪府「豊中市・吹田市・茨木市・箕面市」のいずれかで震度5強以上の地震が発生した場合、その日の授業を休講とします。ただし、地震の発生が午後5時15分以降の場合は、翌日の授業も休講とします。

また、地震が当該地域以外で発生した場合又は震度5強未満の場合は、公共交通機関の運行状況に応じて対応することとし、上記2の取扱いに従うこととします。

5. 災害に伴う避難指示・緊急安全確保発令時の取扱い

大阪府「豊中市・吹田市・茨木市・箕面市」のいずれかの市から、災害に伴う避難指示・緊急安全確保（以下「避難指示等」という。）が発令された地域（以下「避難地域」という。）に所在する部局においては、授業を休講とする場合があるので、部局からの連絡に従ってください。

6. その他

- (1) この取扱いに該当しないため授業を実施する場合であっても、学生の皆さんの居住地域又は通学経路にある地域で、上記1と同様の気象警報が発表された場合、上記4と同様の地震が発生した場合、上記2以外の公共交通機関が運休した場合等やむを得ない事情により授業を欠席した場合は、履修上不利益とならないよう配慮しますので、授業開講部局又は所属部局の教務担当係に申し出てください。
- (2) 気象警報の発表、公共交通機関の運休又は避難指示等の発令が事前に予想される場合、又は緊急に休講措置の必要が生じた場合は、大学ホームページ又はKOANにおいて通知します。

14. 理学研究科・理学部建物への入館

理学研究科、理学部の建物の外部に通じる玄関、通用口等は平日夜間時間及び休業日終日、入館が規制されます。入館する場合は、磁気カードが必要です。但し、学部正規生については、学生証により入館が可能です。なお、学生証の再発行手続を行った場合、再発行された学生証では入館ができなくなりますので、庶務係（A棟1階A123号室）で手続きを行ってください。

曜　　日	開　閉　時　間
平日（月～金）	正面玄関：6:00～23:00 カード入館：23:00～ 通用口：7:00～19:00 カード入館：19:00～
土・日・祝祭日	全館終日閉鎖（カード入館のみ可）
年末・年始	全館終日閉鎖（カード入館のみ可）

15. 図書・情報・国際交流等

1) 理学研究科情報資料室

理学研究科・理学部には、研究に必要な資料（学術雑誌等）を所蔵し閲覧することができる理学研究科情報資料室があります。

- ・場所 理学研究科D棟2階（D205）
- ・電話 06-6850-5555（内線2390）
- ・開室時間

曜日等	開室時間	学生証または入館カード
平日（月～金）	9:30～17:00	不要
	17:00～ 9:00	必要
土・日・祝日	終日	必要

※入室する場合、学生証または入館カードが必要な時間帯があります。

※平日の9:00～9:30は完全閉室します。

○閲覧

情報資料室の資料を閲覧できます。閲覧したい資料が情報資料室にあるかどうかは、大阪大学蔵書検索システム（O P A C）において検索できます。

大阪大学蔵書検索システム（O P A C）ホームページ：
<https://opac.library.osaka-u.ac.jp/>



（情報資料室の資料は、「配架場所：理資」と表示されます。）

※当年度に刊行された雑誌は、閲覧室にあります。

※前年度以前に刊行された雑誌は製本され、隣接する書庫に配架しています。

（ただし、製本作業中の前年度刊行雑誌は除きます。）

※すべての資料や雑誌等は貸出できません。

○文献複写

情報資料室の資料は、調査研究のために複写することができます。

※研究室配属されている学生は、各研究室のコピーカードで複写できます。

※研究室未配属の学生は、私費にて複写（白黒25円、カラー65円／1枚）できますので、スタッフまでお申し出ください。（スタッフが不在の日や時間帯はできません。）

○学内図書館等の図書取寄せ・文献複写取寄せ

ご希望の場合は、スタッフまでお申し出ください。

○学習スペースの提供

閲覧室には閲覧机（36席）があり、調べもの等の学習ができるスペースを提供しています。また、ご自分のパソコンを持ち込み、大阪大学個人IDによる無線LANを利用することができます。

2) 情報処理室

授業で使用しているとき以外は理学部学生がパソコンを使える情報処理室があります。場所は理学研究科B棟2階（B214）で、使用可能時間は月～金曜日の 7:00～21:30 です。（土・日・祝祭日は閉室します。）

3) 国際交流サロン

外国人留学生と日本人学生等とが自由に交流できる場として、国際交流サロンがあります。場所は理学研究科D棟2階（D201）（情報資料室横）で、使用可能時間は10:15～16:30です。

国際交流サロン QR code



*Science Buddy

国際交流を主眼とし、理学研究科・理学部の日本人学生と外国人留学生で構成されたグループです。国際交流イベントの企画・運営を通して相互理解を深め、楽しく交流しています。詳しくは国際交流サロンまでお問い合わせください。

メールアドレス : ri-daigakuin@office.osaka-u.ac.jp

Facebook Science Buddy QR code



Instagram Science Buddy QR code



4) 化学実験用学生ロッカー

学生用ロッカーの使用を希望する者は、使用願を理学研究科学務係へ提出して貸与を受け、次の使用要項を遵守の上、使用してください。

理学部学生ロッカー使用要項

- 第1 理学部に、化学実験を行う学生の利用に供するため学生ロッカーを置く。
- 第2 ロッカーの管理は、理学研究科学務係が行う。
- 第3 ロッカーを使用できる者は、次のとおりとする。
 - (1) 学部、2、3年次生
 - (2) 理学部長が特に認めた者
- 第4 ロッカーの使用を希望する者は、学生用ロッカー使用願および誓約書を理学研究科学務係に提出し許可を受けなければならない。
 - 2 前項により使用を許可した者には、使用許可書を手渡す。
- 第5 使用者が、退学、卒業するとき、及び在学期間内で、使用の必要がなくなったときは、速やかにロッカーを理学研究科学務係に明け渡さなければならない。
- 2 使用期間の延長又は変更しようとするときは、理学研究科学務係に願い出てその承認を受けなければならない。
- 第6 ロッカー使用者は次の各号を厳守しなければならない。
 - (1) 使用許可を受けたロッカーには各自氏名を貼付し、各人が責任をもって管理し、盗難に注意すること。
 - (2) ロッカーの配置場所を移動させたり、使用者相互に貸借することを禁ずる。

第7	使用者がロッカーを破損したとき、又は付属品を紛失したときには、直ちに理学研究科学務係に届出なければならない。
2	前項の場合、使用者は理学研究科学務係の指示により速やかに修理又は弁償しなければならない。
第8	使用者がこの要項に違反したときは、理学部長は学生ロッカーの使用許可を取り消すことがある。

16. 理学部ホームページ

担当教員などの教育に関する情報、その他の必要な情報、また教員の研究活動について理学部ホームページで閲覧することができます。

理学部・理学研究科ホームページ：<https://www.sci.osaka-u.ac.jp>



なんでも相談室のスケジュール、掲示板情報、意見・相談コーナー、印刷用キャンパスマップのダウンロード等、より詳しい情報が、内部限定ページにあります。これらの情報は理学研究科情報処理室のパソコンから接続することにより見ることができます。

17. 大学の休業日

大阪大学の休業日は、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日、大阪大学記念日（5月 1 日）のほか、春季休業、夏季休業、冬季休業などがあります。休業日等を記載した理学部のスケジュールは、年度当初に理学研究科ホームページ等でお知らせするとともに、希望者には理学研究科学務係において配布します。（令和 7 年度については表紙裏「行事予定表」参照。）

18. 学内集会と学内団体結成

学 内 集 会	学 内 团 体 结 成
<p>学内で集会しようとするには所定の用紙によって集会責任者が下記事項を記載の上、本学部限りのものは少なくとも 3 日前(当日を入れて 4 日前)までに学務係を通じて学部長に届出て許可を得なければならない。全学にわたる学内公認団体は少なくとも 1 週間前までに学生・キャリア支援課に届出て総長の許可を得なければならない。</p> <p>1. 集会団体名 2. 集会日時 3. 集会の目的と内容 4. 集会者の人数及び主な人の名 5. 集会のために使用したい室名</p>	<p>学内で団体を結成しようとする場合には責任者より次の事項を記載し、本学部限りのものは学務係へ、全学にわたるものは学生・キャリア支援課へ届出て、学部長又は総長の承認を得なければならない。</p> <p>1. 団体名 2. 目的 3. 研究又は事業内容 4. 顧問教員 5. 責任者 6. 役員・組織 7. 会員名 8. 規約 9. その他</p> <p>必要事項</p> <p>団体の更新は毎年 5 月末までに行うこと。更新届を提出しない学内団体は解散したものとみなす。</p> <p>団体が解散したとき、又は団体の届出事項に変更があったときは遅滞なく届け出ること。</p>

19. 海外渡航届システム

在学中に海外へ渡航する場合は、海外渡航届システムへアクセスし、渡航情報を登録してください。

テロ事件をはじめ災害や感染症の発生など、海外で緊急事態が発生した場合、大阪大学ではシステムの登録内容を元に海外渡航中の学生の皆さんの安否確認を行っています。

留学・学会参加・海外旅行・留学生の一時帰国など公私に関わらずいかなるケースにおいても必ず出発前に登録するようお願いします。

大阪大学ホームページ：

https://www.osaka-u.ac.jp/ja/international/outbound/Studyabroad_crisis_management/assovr



◆海外渡航届システムへの登録はこちら：<http://osku.jp/m0783>



付 錄

大阪大学学部学則

第1章 総 則

(趣旨)

第1条 この学則は、大阪大学（以下「本学」という。）の学部の修業年限、教育課程その他の学生の修学上必要な事項について、定めるものとする。

(教育研究上の目的の公表等)

第1条の2 本学は、学部又は学科ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を定め、公表するものとする。

(学部及び学科)

第2条 本学に、次の学部及び学科を置く。

理 学 部 数学科、物理学科、化学科、生物科学科（他学部 略）

(収容定員)

第3条 前条に定める学部及び学科の収容定員は、別表1のとおりとする。

(学年)

第4条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第5条 学年を分けて、次の4学期とする。

春学期

夏学期

秋学期

冬学期

2 春学期及び秋学期の開始日は、それぞれ4月1日及び10月1日とし、夏学期及び冬学期の開始日は、総長がその都度定める。

3 夏学期及び冬学期の終了日は、それぞれ9月30日及び3月31日とし、春学期及び秋学期の終了日は、総長がその都度定める。

(休業日)

第6条 休業日は、次のとおりとする。

日曜日及び土曜日

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

大阪大学記念日 5月1日

春季休業 4月1日から4月10日まで

夏季休業 8月5日から9月30日まで

冬季休業 12月25日から翌年1月7日まで

2 春季休業、夏季休業及び冬季休業については、学部の事情により学部長が総長の承認を得て、その都度変更することができる。

3 臨時の休業日については、総長がその都度定める。

第7条 削 除

第2章 学 生

(修業年限)

第8条 修業年限は、4年とする。ただし、医学部医学科、歯学部及び薬学部については、6年とする。

2 第10条の5の規定に基づき、長期にわたる教育課程の履修を認められた者（以下「長期履修学生」という。）は、当該許可された年限を修業年限とする。

(在学年限)

第9条 在学年限（長期履修学生の在学年限にあっても同様とする。）は、8年とする。ただし、医学部医学科、歯学部及び薬学部については、12年とする。

2 前項の規定にかかわらず、第14条から第15条までの規定により、入学を許可された者の在学年限については、学部規程で別に定める。

3 学生が前2項に規定する在学年限に達したときは、当該学生はその身分を失う。

(教育課程及びその履修方法等)

第10条 教育課程は、本学、学部及び学科の教育上の目的を達成するために、学位授与の方針及び教育課程編成・実施の方針に基づき必要な授業科目を開設し、教養教育、専門教育及び国際性涵養教育を基に体系的に編成するものとする。

2 授業科目の区分は、次のとおりとする。

教養教育系科目

学問への扉、基盤教養教育科目、高度教養教育科目、情報教育科目、健康・スポーツ教育科目、アドヴァンスト・セミナー、コミュニケーションデザイン科目

専門教育系科目

専門基礎教育科目、専門教育科目

国際性涵養教育系科目

マルチリンガル教育科目、高度国際性涵養教育科目、国際交流科目

3 前項に定める区分の各授業科目、履修方法等については、学部規程で別に定める。ただし、全学の協力のもとに実施する科目については、全学共通教育科目として別に定める。

4 前項の規定にかかわらず、コミュニケーションデザイン科目及び国際交流科目の開設及び履修方法等については、別に定める。

5 第2項に定めるもののほか、教職教育科目を開設し、その授業科目、履修方法等については、別に定める。

(大学院等高度副プログラム)

第10条の2 前条の教育課程のほか、幅広い分野の素養等を培う教育を行うため、大学院等高度副プログラムを開設する。

2 大学院等高度副プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

(授業の方法)

第10条の2の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 第1項の授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディア

を高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

- 4 第1項の授業の一部は、文部科学大臣が別に定めるところにより、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

(単位の計算方法)

第10条の2の3 各授業科目の単位数を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から45時間までの範囲で学部規程又は全学共通教育規程で定める時間の授業をもって1単位とする。
 - (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で学部規程又は全学共通教育規程で定める時間の授業をもって1単位とする。
 - (3) 1の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して学部規程又は全学共通教育規程で定める時間の授業をもって1単位とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修を考慮して、単位数を定めることができる。

(学修証明書等)

第10条の2の4 第10条に規定する教育課程の一部をもって体系的に開設する授業科目の単位を修得した学生に対し、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第163条の2に規定する学修証明書を交付することができる。

- 2 前項に規定する体系的に開設する授業科目は、学修証明プログラムと称する。
- 3 前項に定めるもののほか、学修証明プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

(他の大学等における授業科目の履修)

第10条の3 学部長（学部長から委任を受けた者を含む。以下同じ。）が教授会の議を経て教育上有益と認めるときは、他の大学、専門職大学若しくは短期大学（専門職短期大学を含む。以下同じ。）又は外国の大学（専門職大学に相当する外国の大学を含む。以下同じ。）若しくは短期大学との協議に基づき、学生に当該大学の授業科目を履修させることができる。ただし、やむを得ない事情により、外国の大学又は短期大学との協議を行うことが困難な場合は、これを欠くことができる。

- 2 前項の規定により、学生が他の大学、専門職大学若しくは短期大学又は外国の大学若しくは短期大学において修得した単位は、60単位を限度として、卒業に要する単位に算入することができる。

(大学以外の教育施設等における学修)

第10条の3の2 学部長が教授会の議を経て教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、学部の定めるところにより単位を与えることができる。

- 2 前項の規定により与えることのできる単位は、前条第2項により修得した単位と合わせて60単位を限度とする。

(入学前の既修得単位の認定)

第10条の4 学部長が教授会の議を経て教育上有益と認めるときは、本学に入学した者が本学入学

前に大学、専門職大学若しくは短期大学又は外国の大学若しくは短期大学において修得した授業科目の単位（大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第31条第1項に規定する科目等履修生及び同条第2項に規定する特別の課程履修生として修得した単位を含む。）を、本学において修得したものとして認定することができる。

- 2 学部長が教授会の議を経て教育上有益と認めるときは、本学に入学した者が本学入学前に行つた前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、学部の定めるところにより単位を与えることができる。
- 3 前2項の規定により修得したものとして認定し、又は与えることのできる単位数は、第14条から第15条までの規定により入学又は転学を許可された場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第10条の3第2項及び前条第2項の規定により修得した単位と合わせて60単位を限度とする。
- 4 第1項に定めるもののうち、学生が本学の科目等履修生として修得した単位を本学に入学した後に修得したものとみなすときは、その単位数、修得に要した期間その他該学部が必要と認める事項を勘案して当該学部が認める期間を、第8条に規定する修業年限に通算することができる。ただし、その期間は、当該修業年限の2分の1を超えることができない。

(長期にわたる教育課程の履修)

第10条の5 学部長は、別に定めるところにより、学生が、職業を有している等の事情により、第8条第1項に規定する修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、卒業することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

(教育職員の免許状授与の所要資格の取得)

第10条の6 本学における教育職員の免許状授与の所要資格の取得方法は、別に定める。

(試験及び評価)

第10条の7 履修した各授業科目の合否は、当該授業担当教員が実施する筆記試験によって決定する。ただし、試験に代わる方法によることもできる。

- 2 各授業科目の試験の成績は、100点を満点として次の評価をもって表し、S、A、B及びCを合格、Fを不合格とする。

S	(90点以上)
A	(80点以上90点未満)
B	(70点以上80点未満)
C	(60点以上70点未満)
F	(60点未満)

(成績評価基準等の明示等)

第10条の8 本学においては、学生に対して、授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

- 2 本学においては、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客觀性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準に従って適切に行うものとする。

(組織的な研修等)

第10条の9 本学においては、教育の充実を図るため、授業の内容及び方法を改善するための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(入学)

第11条 入学の時期は、学年の始めとする。

ただし、特別の必要があり、かつ、教育上支障がないと学部長が認めたときは、夏学期、秋学期及び冬学期の始めに入学させることができる。

2 前項の規定にかかわらず、医学部医学科の第2年次の入学については、この限りでない。

第12条 入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程により、12年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校を修了した者
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達したもの

第13条 入学を志願する者に対して、入学者受入れの方針に基づき選抜試験を行い、総長は、教授会の議を経て、入学を許可すべき者を決定する。

2 選抜試験については、別に定める。

第14条 次の各号のいずれかに該当する者については、総長は、学部規程の定めるところにより、教授会の議を経て、入学を許可することがある。

- (1) 一の学部を卒業し、更に他の学部又は同一学部の他の学科（文学部、人間科学部及び外国語学部の場合にあっては、同一学科の他の専攻分野）に入学を志願する者
- (2) 学部を退学した後、更にその学部に入学を志願する者
- (3) 他の大学又は専門職大学の学部を卒業し、更に本学の学部に入学を志願する者

2 高等専門学校を卒業した者で、工学部又は基礎工学部に編入学を志願するものについては、総長は、当該学部規程の定めるところにより、教授会の議を経て、編入学を許可することがある。

第14条の2 次の各号のいずれかに該当する者で、法学部第3年次に入学を志願するものについては、総長は、法学部規程の定めるところにより、教授会の議を経て、入学を許可することがある。

- (1) 大学若しくは専門職大学を卒業した者又は学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
- (2) 大学又は専門職大学において2年以上在学し、法学部が別に定める所定の単位を修得した者
- (3) 外国において学校教育における14年以上の課程（日本における通常の課程による学校教育の期間を含む。）を修了した者（外国において最終の学年を含め2年以上継続して学校教育を受けていた者に限る。）
- (4) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者

第14条の3 次の各号のいずれかに該当する者で、人間科学部の第3年次に入学を志願するものについては、総長は、人間科学部規程の定めるところにより、教授会の議を経て、入学を許可することがある。

- (1) 大学若しくは専門職大学を卒業した者又は学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
- (2) 大学又は専門職大学において2年以上在学し、人間科学部が別に定める所定の単位を修得した者
- (3) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者
- (4) 外国において、前3号に相当する学校教育における課程を修了した者

第14条の4 外国語学部又は経済学部の第3年次、医学部の第2年次若しくは第3年次又は歯学部の第3年次に入学を志願する者については、総長は、当該学部規程の定めるところにより、教授会の議を経て、入学を許可することがある。

第15条 他の大学又は専門職大学の学部の学生で本学に転学を志願する者については、総長は、学部規程の定めるところにより、教授会の議を経て、転学を許可することがある。

2 前項の規定により、転学を願い出た者は、その際現に在学する大学又は専門職大学の長の許可書を願書に添えなければならない。

第16条 第14条から前条までの規定により、入学を許可された者であって、既に1学年以上本学の授業科目を学修したものと同等以上の学力があると認定されたものの修業年数の計算については、既に1学年以上本学において修業したものとみなすことができる。

2 前項の認定に当たり必要があるときは、学部規程の定めるところにより、試験を行う。

第17条 入学を志願する者は、所定の期日までに、入学願書に別に定める書類を添えて、提出しなければならない。

第18条 入学の許可は、別に定める書類の提出、入学料の納付等所定の手続を経た者に対して行う。

第19条 前2条に定める手続その他に虚偽又は不正があった場合は、入学の許可を取り消すことがある。

第19条の2 次の各号のいずれかに該当する者が、その者に係る納付すべき入学料を所定の期日までに納付しないときは、当該学生はその身分を失う。

- (1) 第45条の2第1項又は第2項の規定により入学料の免除を願い出た者で、免除が不許可となったもの又は一部の免除が許可となったもの
- (2) 第45条の3第1項又は第2項の規定による入学料の徴収猶予の可否を決定された者(転部等)

第19条の3 転部又は学科の変更を志願する学生については、志願先の学部長が、学部規程の定めるところにより、転部又は学科の変更を許可することがある。

2 前項の規定により、転部を願い出た者は、その際現に在学する学部の長の許可書を願書に添えなければならない。

3 第1項の場合において、既に修得した授業科目の単位及び在学期間の認定は、教授会の議を経て学部長が行う。

(転学)

第20条 他の大学又は専門職大学に転学を志願する学生は、学部長に願い出て、その許可を受けなければならない。

(留学)

第20条の2 第10条の3第1項の規定に基づき、外国の大学又は短期大学に留学を志願する学生は、

学部長に願い出て、その許可を受けなければならない。

2 前項により留学した期間は、第8条に規定する修業年限に算入するものとする。

(休学)

第21条 学生が、疾病その他やむを得ない事由により3月以上修学できない場合は、学部長の許可を得て、その学年の終わりまで、休学することができる。

第22条 疾病のため、修学が不適当と認められる学生に対しては、学部長は、休学を命ずることができる。

第23条 休学した期間は、在学年数には算入しない。

第24条 休学期間は、4年を超えることができない。ただし、医学部医学科、歯学部及び薬学部について、その休学期間は、6年を超えることができないものとする。

2 前項ただし書の規定にかかわらず、薬学部については、薬学部長が特別の事情があると認めたときは、休学期間を延長することができる。

第25条 休学期間に中に、その事由が消滅したときは、学部長の許可を得て、復学することができる。

(退学)

第26条 学生が退学しようとするときは、事由を詳記した退学願書を、学部長に提出し、その許可を受けなければならない。

第27条 削除

(卒業)

第28条 第8条に規定する期間在学し、所定の授業科目を履修してその単位数を修得し、かつ、学部規程に定める試験に合格した者に対し、学部長は、教授会の議を経て、卒業を認定する。ただし、次項に定める場合を除き、特別の必要があり、かつ、教育上支障がないと学部長が認めたときは、第8条に規定する期間在学しない場合でも、教授会の議を経て、卒業を認定することができる。

2 前項の規定にかかわらず、医学部、歯学部及び薬学部を除き本学に3年以上在学した者で、卒業の要件として当該学部の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものに対し、学部長は、当該学部規程の定めるところにより、教授会の議を経て、卒業を認定することができる。

3 学部長は、前2項により卒業を認定したときは、文書で総長に報告しなければならない。

4 第1項の規定による卒業に必要な単位のうち、第10条の2の2第2項に規定する授業の方法により修得する単位数は、60単位を超えないものとする。

(学士の学位)

第29条 総長は、前条により卒業の認定を受けた者に対し、卒業を決定し、学士の学位を授与する。

2 前項の学位には、学部又は学科の区分に従い、次のとおり専攻分野の名称を付記するものとする。
理学部 理学 (他学部略)

3 本学において学士の学位を授与された者が、その学位の名称を用いるときは、大阪大学と付記するものとする。

4 学士の学位記の様式は、別表2のとおりとする。

(除籍)

第30条 削除

第31条 学生が故なく授業を受けないことが長きにわたるとき、又は成業の見込みがないときは、教授会の議を経て、総長は、除籍することができる。

第32条 学生が授業料の納付を怠り、督促を受けてなお納付しないときは、学部長は、除籍することができる。

(復籍)

第32条の2 前条の規定により除籍となった者から復籍の願い出があったときは、学部長は、復籍を認めることができる。

(懲戒)

第33条 学生に、本学の規則に違反し又はその本分に反する行為があるときは、教授会の議を経て、総長が懲戒する。

2 懲戒は、戒告、停学及び放学とする。

3 停学の期間は、第9条に規定する在学年限に算入し、第8条に規定する修業年限に算入しない。ただし、停学の期間が1月末満の場合には、修業年限に算入することができる。

4 懲戒に関する手続は、別に定める。

第3章 特別聴講学生、科目等履修生、聴講生及び研究生

(特別聴講学生、科目等履修生、聴講生及び研究生)

第34条 他の大学、専門職大学、短期大学若しくは高等専門学校又は外国の大学若しくは短期大学との協議に基づき、学部長（大阪大学全学交換留学プログラムに係る場合にあっては、学部長又は当該プログラムの受入部局の長。第37条、第38条の2及び第40条において同じ。）は、当該大学等に在学中の者を特別聴講学生として入学を許可し、授業科目を履修させることができる。ただし、大阪大学全学交換留学プログラム規程に定める全学交換留学プログラムにより、当該大学等に在学中の者を特別聴講学生として受け入れる場合は、学部長、国際教育交流センター長、日本語日本文化教育センター長又はグローバルイニシアティブ機構長が、入学を許可し、授業科目を履修させができるものとする。

第34条の2 授業科目中1科目又は複数科目を選んで履修し、単位を修得しようとする者があるときは、学部長は、選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。

第35条 授業科目中1科目又は複数科目を選んで聴講しようとする者があるときは、学部長は、選考の上、聴講生として入学を許可することがある。

第36条 学部において特定事項について攻究しようとする者があるときは、学部長は、選考の上、研究生として入学を許可することがある。

2 研究生の入学の時期は、学年の始めとする。ただし、特別の事情があるときはこの限りでない。

3 在学期間は原則として1年とする。ただし、研究上必要と認めたときは在学期間を延長することができる。

第37条 特別聴講学生、科目等履修生、聴講生又は研究生として入学を志願する者は、願書に別に定める書類を添えて、学部長（第34条ただし書に定める特別聴講学生にあっては、学部長、国際教育交流センター長、日本語日本文化教育センター長又はグローバルイニシアティブ機構長。第38条の2及び第40条において同じ。）に提出しなければならない。

第38条 実習及び攻究に要する特別の費用は、科目等履修生及び研究生の負担とする。

第38条の2 特別聴講学生、科目等履修生、聴講生及び研究生が次の各号のいずれかに該当するときは、学部長は、除籍することができる。

(1) 成業の見込みがないと認められるとき。

(2) 授業料の納付を怠り、督促を受けてなお納付しないとき。

第4章 特別の課程

(履修証明プログラム)

第39条 特別聴講学生、科目等履修生、聴講生及び研究生については、この学則に定めるものほか、学部規程（大阪大学全学交換留学プログラムに係るものにあっては、大阪大学全学交換留学プログラム規程）で定める。

第39条の2 本学の学生以外の者を対象とした学校教育法第105条に規定する特別の課程として、履修証明プログラムを編成することができる。

2 前項に定めるもののほか、履修証明プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

第5章 外国人留学生

(外国人留学生)

第40条 外国人で留学のため本学に学生、特別聴講学生、科目等履修生、聴講生又は研究生として入学を志願する者があるときは、選考の上、総長又は学部長は、入学を許可することができる。

2 前項の許可を受け入学する者を外国人留学生という。

第41条 削除

第42条 削除

第43条 削除

第6章 検定料、入学料及び授業料

(検定料の納付)

第44条 入学を志願する者は、願書提出と同時に、検定料を納付しなければならない。

(検定料の免除)

第44条の2 総長が相当の事由があると認めて別に定めた場合は、検定料を免除することができる。

(入学料の納付)

第45条 入学に当たっては、所定の期日までに、入学料を納付しなければならない。

(入学料の免除等)

第45条の2 入学する者（科目等履修生、聴講生又は研究生として入学する者を除く。以下この項及び次項並びに次条第1項及び第2項において同じ。）であって、次の各号のいずれかに該当する特別な事情により入学料の納付が著しく困難であると認められるものには、別に定めるところにより、入学料の全部又は一部を免除することができる。

(1) 入学前1年以内において、入学する者の学資を主として負担している者（以下この号において「学資負担者」という。）が死亡した場合、又は入学する者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合

(2) 前号に準ずる場合であって、総長が相当と認める事由がある場合

2 前項に定めるもののほか、入学する者であって、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号。以下「修学支援法」という。）に基づく入学料免除の支援対象者の要件を満たすと認めるときは、別に定めるところにより、入学料の全部又は一部を免除することができる。

- 3 第19条の2の規定により学生の身分を失った場合は、別に定めるところにより、当該学生に係る入学料を免除することができる。
- 4 本学学部に合格し、一方の学部に対する入学（編入学、転入学及び聴講生、研究生としての入学を除く。）手続を行った後に、その入学を辞退し、他方の学部に対する入学手続を行う者については、入学料を免除することができる。
- 5 前各項に定めるもののほか、総長が相当の事由があると認めて別に定めた場合は、入学料を免除することができる。
- 6 第1項又は第2項の規定により入学料の免除を受けている者が別に定める事由に該当すると認められる場合は、その入学料の免除を取り消すものとする。

第45条の3 入学する者が次の各号のいずれかに該当する場合には、別に定めるところにより、入学料の徴収を猶予することができる。

- (1) 経済的理由によって納付期限までに入学料の納付が困難であると認められる場合
 - (2) 前条第1項第1号に掲げる場合で、納付期限までに入学料の納付が困難であると認められる場合
 - (3) その他やむを得ない事情があると総長が認めた場合
- 2 前項に定めるもののほか、修学支援法に基づく入学料免除の申請を入学する者から受理した場合は、別に定めるところにより、入学料の徴収を猶予することができる。
 - 3 前2項の徴収猶予の期間は、当該入学に係る年度を超えないものとする。
 - 4 第1項の規定により入学料の徴収猶予を受けている者が別に定める事由に該当すると認められる場合は、その入学料の徴収猶予を取り消すものとする。

第45条の4 第45条の2第1項若しくは第2項又は前条第1項若しくは第2項の規定により、入学料の免除又は徴収猶予を受けようとする者は、所定の期日までに必要書類を添えて、総長に願い出るものとする。

- 2 前項の規定により入学料の免除又は徴収猶予を願い出した者に係る入学料の納付については、免除又は徴収猶予の可否が決定するまでの間、猶予することができる。

(授業料の納付)

第46条 学生は、授業料を毎年前期（4月から9月まで）及び後期（10月から翌年3月まで）の2期に分けて、所定の期日までに、年額の2分の1ずつ納付しなければならない。ただし、特別の事情がある場合は、月割分納を許可することができる。

- 2 第1項本文の規定にかかわらず、学生は、前期に係る授業料を納付するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて納付することができる。
- 3 特別聴講学生、科目等履修生、聴講生及び研究生は、各期に受講する単位数分又は月数分の授業料を第1項（ただし書を除く。）に準じて納付しなければならない。
- 4 第1項ただし書の月割分納を許可された者は、授業料年額の12分の1に相当する額を毎月納付しなければならない。ただし、夏季及び冬季休業中の授業料については、その開始前に納付させるものとする。

第47条 学生が退学し、除籍又は放學された場合の授業料については、別に定める場合を除くほか、その納期に属する分は徴収する。

- 2 停学中の学生の授業料については、その期間中も徴収する。

(授業料の免除等)

第48条 学生が休学した場合の授業料は、休学月の翌月（休学する日が月の初日からのときは、そ

の月）から復学当月の前月まで月割をもって免除する。ただし、休学する日が前期にあっては5月以後、後期にあっては11月以後であって、授業料の徴収猶予又は月額分納を許可されていない者で、かつ、前期にあっては4月末日までに、後期にあっては10月末日までに休学を許可されていないものの当該期の授業料については、この限りでない。

- 2 第19条の2の規定により学生の身分を失った場合、第32条若しくは第38条の2の規定により学生を除籍した場合、又は死亡若しくは行方不明のため、学籍を除いた場合は、当該学生に係る未納の授業料の全額を免除することができる。
- 3 第49条の規定により授業料の徴収猶予を許可されている学生が退学した場合は、月割計算により、退学の翌月以降に納付すべき授業料の全額を免除することができる。

第49条 本学の学生（科目等履修生、聴講生及び研究生を除く。次項において同じ。）であって、経済的理由によって授業料の納付が困難であると認めるとき、その他やむを得ない事情があると認めるときは、別に定めるところにより、授業料の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を猶予することができる。

- 2 前項に定めるもののほか、本学の学生であって、修学支援法に基づく授業料免除の支援対象者の要件を満たすと認めるときは、別に定めるところにより、授業料の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を猶予することができる。
- 3 前2項の徴収猶予の期間は、当該年度を超えないものとする。

第49条の2 前2条に定めるもののほか、総長が相当の事由があると認めて別に定めた場合は、授業料を免除することができる。

第50条 第49条の規定により授業料の免除又は徴収猶予（月割分納の場合を含む。以下同じ。）を受けようとする者は、その事由を具して所定の期日までに総長に願い出るものとする。

- 2 前項の規定により授業料の免除又は徴収猶予を願い出た者に係る授業料の納付については、免除若しくは徴収猶予の可否が決定するまでの間、猶予することができる。

第51条 授業料の免除又は徴収猶予を受ける学生は、納期ごとに総長が定める。

第52条 第49条第1項の規定により授業料の免除を受けている者がその事由を失ったときは、その当月から当該期末までの授業料を月割をもって納付しなければならない。

- 2 第49条第1項又は第2項の規定により授業料の免除を受けている者が別に定める事由に該当すると認められる場合は、その授業料の免除を取り消すものとする。
- 3 前項の規定により授業料の免除を取り消されたときは、当該免除に係る授業料を所定の期日までに納付しなければならない。
- 4 第49条第1項又は第2項の規定により授業料の徴収猶予を受けている者が別に定める事由に該当すると認められる場合は、その授業料の徴収猶予を取り消すものとする。
- 5 第49条第1項又は第2項の規定により授業料の徴収猶予を受けている者がその事由を失ったとき又は前項の規定により授業料の徴収猶予が取り消されたときは、直ちに授業料を納付しなければならない。

（授業料等の不徴収等）

第52条の2 第44条及び第45条の規定にかかわらず、特別聴講学生に係る検定料及び入学料は徴収しない。

- 2 第46条第3項の規定にかかわらず、特別聴講学生が次のいずれかに該当する場合は、授業料を徴収しない。

(1) 国立の大学又は専門職大学の学生

- (2) 本学と相互に授業料の不徴収を定めた相互単位互換協定（部局間協定を含む。）に基づき授業科目を履修する公立若しくは私立の大学、専門職大学若しくは短期大学又は国立、公立若しくは私立の高等専門学校の学生
- 3 第44条、第45条及び第46条の規定にかかわらず、国費外国人留学生制度実施要項（昭和29年3月31日文部大臣裁定）に基づき入学する者及び本学と外国の大学等との間において相互に検定料、入学料及び授業料の不徴収を定めた大学間交流協定（部局間交流協定を含む。）に基づき入学する者については、検定料、入学料及び授業料を徴収しない。

(検定料、入学料及び授業料の額)

第53条 第44条の検定料、第45条の入学料及び第46条の授業料の額は、大阪大学学生納付金規程（以下「納付金規程」という。）の定めるところによる。

(納付済の検定料、入学料及び授業料)

第54条 納付済の検定料、入学料及び授業料は返付しない。

- 2 第13条に規定する選抜試験における次の各号のいずれかに該当する者に対しては、前項の規定にかかわらず、その者の申出により、前項の検定料のうち当該各号に掲げる額を返付する。
- (1) 出願書類等による選抜（以下「第1段階目の選抜」という。）を行い、その合格者に限り学力検査その他による選抜（以下「第2段階目の選抜」という。）を行う場合において、第1段階目の選抜に合格しなかった者 納付金規程第2条第4項に定める第2段階目の選抜に係る検定料相当額（以下「第2段階目選抜検定料相当額」という。）
- (2) 出願を受け付けた後において、大学入学共通テストの受験科目の不足により出願資格のないことが判明した者 第2段階目選抜検定料相当額
- 3 第46条第2項の規定により前期分の授業料納付の際、後期分授業料を併せて納付した者が、前期末までに休学又は退学した場合は、納付した者の申出により後期分授業料相当額を返付する。
- 4 第45条の2第2項又は第49条第2項の規定により入学料又は授業料の免除が認定された場合で、免除対象の入学料又は授業料を納付済のときは、それぞれ免除された額の相当額を返付する。

第7章 学寮等

(学寮等)

第55条 本学に、学寮及び外国人留学生を寄宿させる施設（以下「学寮等」という。）を設ける。

第56条 学寮等について必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この通則は、公布の日から施行する。

（以下省略）

附 則

- 1 この改正は、平成12年4月1日から施行する。ただし、改正後の第10条の3及び第10条の4の規定は、平成12年度入学者から適用する。

（以下省略）

附 則

この改正は、平成13年1月6日から施行する。

附 則

この改正は、平成13年12月19日から施行する。

(以下省略)

附 則

この改正は、平成15年2月19日から施行し、平成15年度に入学する者（科目等履修生、聴講生又は、研究生として入学する者を除く。）から適用する。

(以下省略)

附 則（抄）

- 1 この改正は、平成15年10月15日から施行する。ただし、第6条第1項の改正規定は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（抄）

- 1 この改正は、平成16年4月1日から施行する。

(以下省略)

附 則

この改正は、平成17年2月15日から施行する。

(以下省略)

附 則

- 1 この改正は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第12条の改正規定は、平成18年2月15日から施行する。

- 2 改正後の第28条第2項の規定は、この改正施行の日前から引き続き本学に在学する者については、適用しない。

- 3 理学部生物学科、薬学部総合薬学科及び工学部電子情報エネルギー工学科は、改正後の第2条の規定にかかわらず、平成18年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

(以下省略)

附 則

- 1 この改正は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第10条の3の2及び第34条の改正規定は、平成19年2月20日から施行する。

- 2 平成19年3月31日現在在学中の者（以下この項において「在学者」という。）及び平成19年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学、再入学又は転入学する者については、改正後の第10条第4項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成19年10月1日から施行する。

(以下省略)

附 則

この改正は、平成19年12月26日から施行する。

附 則

この改正は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、平成21年4月1日から施行する。

(以下省略)

附 則

1 この改正は、平成22年4月1日から施行する。

(以下省略)

附 則

この改正は、平成22年4月20日から施行する。

附 則

1 この改正は、平成23年4月1日から施行する。

(以下省略)

附 則

この改正は、平成23年6月15日から施行する。

附 則

この改正は、平成24年4月1日から施行する。ただし、別表2の改正規定は、平成24年2月15日から施行し、平成20年度入学者から適用する。

附 則

この改正は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成26年1月15日から施行する。

附 則

この改正は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成26年11月19日から施行する。

附 則

この改正は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成28年2月17日から施行する。

附 則

この改正は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成29年3月21日から施行する。ただし、第5条、第10条、第11条及び第46条の改正規定は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

1 この改正は、平成31年4月1日から施行する。

2 平成31年3月31日現在在学中の者（以下この項において「在学者」という。）及び平成31年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学、再入学又は転入学する者については、改正後の第10条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 前項の場合において、改正前の第10条の適用については、同条第2項中「グローバルコラボレーション科目」の次に「国際性涵養教育系科目グローバルイニシアティブ科目」を加え、同条第5項中「及びグローバルコラボレーション科目」とあるのは、「、グローバルコラボレーション科目及び国際性涵養教育系科目のグローバルイニシアティブ科目」と読み替えるものとする。

附 則

この改正は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

1 この改正は、令和2年10月1日から施行する。

2 令和2年9月30日現在理学部、工学部又は基礎工学部の化学・生物学複合メジャーコースに在学中の者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表1 (略)

別表2 (略)

附 則

1 この改正は、令和4年4月1日から施行する。

2 令和4年3月31日現在在学中の者（以下この項において「在学者」という。）及び令和4年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学、再入学又は転入学する者については、改正後の第10条第2項及び第4項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

1 この改正は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

1 この改正は、令和6年4月1日から施行する。

大阪大学全学共通教育規程

第1条 この規程は、大阪大学学部学則第10条第3項の規定に基づき、全学共通教育科目に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条 全学共通教育科目的区分は、次のとおりとする。

教養教育系科目

学問への扉、基盤教養教育科目、高度教養教育科目、情報教育科目、健康・スポーツ教育科目、アドヴァンスト・セミナー

専門教育系科目

専門基礎教育科目

国際性涵養教育系科目

マルチリンガル教育科目

第3条 全学共通教育科目として開設する授業科目（以下「授業科目」という。）の科目名及び単位数は、教養教育系科目にあっては別表1のとおりとし、専門教育系科目にあっては、各学部規程の定めるところにより、別表2のとおりとし、国際性涵養教育系科目にあっては、別表3のとおりとする。ただし、人間科学部の人間科学コースの授業科目的科目名及び単位数は、別表4のとおりとし、理学部の国際科学特別プログラムの授業科目（教養教育系科目の基盤教養教育科目、高度教養教育科目及びアドヴァンスト・セミナーを除く。）の科目名及び単位数は、別表5のとおりとする。

第4条 授業科目の履修方法については、各学部規程の定めるところによる。

第5条 全学共通教育科目的単位の計算は、次のとおりとする。

- (1) 講義は、15時間を持って1単位とする。
- (2) 演習は、15時間又は30時間をもって1単位とする。
- (3) 実験は、30時間又は45時間をもって1単位とする。
- (4) 実習は、30時間をもって1単位とする。

第6条 学生は、所定の期日までに履修しようとする授業科目的うち、別表1及び別表2に掲げる科目にあっては全学教育推進機構長に、別表3に掲げる科目にあってはマルチリンガル教育センター長に、別表4に掲げる科目にあってはインターナショナルカレッジ長に、別表5に掲げる科目にあっては理学部長にそれぞれ届け出て、受講登録をし、許可を得なければならない。

2 既に単位を修得した授業科目については、再履修することができない。

第7条 授業科目が開講されている期間に試験を行う。ただし、授業科目により平常の成績をもつて試験成績に代えることがある。

2 前条に定める手続きを経ない授業科目については、試験を受けることができない。

第8条 試験の成績は、100点を満点として次の評価をもって表し、S、A、B及びCを合格、Fを不合格とする。

S (90点以上)

A (80点以上 90点未満)

B (70点以上 80点未満)

C (60点以上 70点未満)

F (60点未満)

2 試験に合格した者には、所定の単位を与えるものとする。

第9条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成6年4月1日から施行し、平成6年度入学者から適用する。

(略)

附 則

- 1 この改正は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成31年3月31日現在在学中の者（以下この項において「在学者」という。）及び平成31年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学、再入学又は転入学する者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 前項の規定に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この改正は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、令和2年10月1日から施行する。
- 2 令和2年9月30日現在理学部、工学部又は基礎工学部の化学・生物学複合メジャーコースに在学中の者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、令和3年4月1日から施行する。

理 学 部 規 程

第1章 総 則

(趣旨)

第1条 この規程は、大阪大学学部学則（以下「学則」という。）に基づいて大阪大学理学部（以下「本学部」という。）に関する必要な事項を定めるものとする。

2 この規程に定めるもののほか、本学部に関し必要な事項は、学部長が教授会の議を経て（この場合において「議」とは、審議し、教授会としての意思決定を行うことをいう。以下同じ。）別に定める。

(目的)

第1条の2 本学部における教育は、幅広い自然科学の基礎に裏付けられた柔軟な発想を身に付け、自然に対する鋭い直感と的確な判断力を養い、その素養を背景にして社会に貢献する人材を育成することを目的とする。

第2章 教 育 課 程

(授業科目、履修方法、卒業要件等)

第2条 本学部の教育課程は、教養教育系科目、専門教育系科目及び国際性涵養教育系科目をもって編成する。

2 教養教育系科目の科目区分、授業科目及び単位数は、別表1、大阪大学全学共通教育規程等の定めるところによるものとし、本学部における履修方法は、同表のとおりとする。

3 専門教育系科目の科目区分、単位数及び履修方法並びに各学科の卒業要件は、別表2のとおりとする。

4 国際性涵養教育系科目の科目区分、授業科目及び単位数は、別表3、大阪大学全学共通教育規程等の定めるところによるものとし、本学部における履修方法については、同表のとおりとする。

5 前3項の規定にかかわらず、化学科及び生物科学科に置く化学・生物学複合メジャーコースにおける全学共通教育科目の履修方法については別表4、専門教育系科目の授業科目、単位数、履修方法及び卒業要件については別表5のとおりとする。

6 教養教育系科目、専門教育系科目及び国際性涵養教育系科目のうち、本学部で開設する授業科目（以下「専門教育系科目等の授業科目」という。）の授業科目の配当年次及び授業時間数は、毎学年の始めに別に定める。

(単位の計算方法)

第3条 専門教育系科目等の授業科目の単位の計算は、次のとおりとする。

(1) 講義は、15時間を持って1単位とする。

(2) 演習は、30時間をもって1単位とする。ただし、授業科目により15時間をもって1単位とすることがある。

(3) 実験及び実習は、45時間をもって1単位とする。

(他の大学等における授業科目の履修)

第4条 学部長が教授会の議を経て教育上有益と認める場合は、他の大学、専門職大学若しくは短期大学（専門職短期大学を含む。以下同じ。）又は外国の大学（専門職大学に相当する外国の大学

を含む。以下同じ。) 若しくは短期大学の授業科目を、第2条第2項、第3項及び第4項に規定する授業科目の選択科目として履修することができる。ただし、大学間交流協定又は部局間交流協定に基づき、外国の大学又は短期大学に留学する場合は、第2条第2項、第3項及び第4項に規定する授業科目の必修科目又は選択必修科目としても履修することができる。

- 2 前項の規定による履修を志願する学生は、あらかじめ所定の手続によって申請し、許可を得なければならない。

(履修手続及び履修指導)

第5条 専門教育系科目等の授業科目の履修において、学生は、春学期又は秋学期の始めに履修しようとする授業科目を定めて、所定の手続きにより届け出なければならない。

- 2 他学科及び他学部の授業科目、コミュニケーションデザイン科目並びに国際交流科目を履修しようとする場合は、前項の手続きをしなければならない。
- 3 学期の途中から開講する授業科目については、開講時に第1項の手続をすることができる。
- 4 第1項及び第2項の規定により届出のあった授業科目について、必要な学修がなされていないと判断される場合は、履修制限等の指導を行うことがある。

第3章 履修認定

(履修認定)

第6条 専門教育系科目等の授業科目の履修認定は、試験によるものとする。ただし、授業科目によっては平常の成績又は報告書等の結果により認定することができる。

- 2 前項に規定する試験等に合格した学生には、当該授業科目所定の単位を与える。

(他の大学等における修得単位の認定)

第7条 第4条の規定により他の大学、専門職大学若しくは短期大学又は外国の大学若しくは短期大学において修得した授業科目の単位は、学部長が審査の上認定し、60単位を限度として卒業に要する単位に算入することができる。

(入学前の既修得単位の認定)

第8条 学部長が教授会の議を経て教育上有益と認める場合は、本学部入学前に大学、専門職大学若しくは短期大学又は外国の大学若しくは短期大学において修得した授業科目の単位(大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)第31条第1項に規定する科目等履修生及び同条第2項に規定する特別の課程履修生として修得した単位を含む。)は審査の上、本学部において修得したものとして認定することができる。

- 2 前項の規定により修得したものとして認定することができる単位数は、本学において修得した単位以外のものについては、前条により修得した単位と合わせて60単位を限度とする。

(試験)

第9条 専門教育系科目等の授業科目の試験は、学期末、学年末その他授業担当教員の都合等により適当な時期に行う。

(履修成績)

第10条 専門教育系科目等の授業科目の履修成績は、100点を満点として次の評価をもって表し、S、A、B及びCを合格、Fを不合格とする。

S	(90点以上)
A	(80点以上 90点未満)
B	(70点以上 80点未満)

- C (60点以上70点未満)
F (60点未満)

(卒業認定)

- 第11条** 学生が本学部に所定の期間在学し、各学科所定の授業科目を履修し、単位を修得した場合、学部長は、教授会の議を経て、卒業を認定する。ただし、特別の必要があり、かつ、教育上支障がないと学部長が認めたときは、学部学則第8条に規定する期間在学しない場合でも、教授会の議を経て、卒業を認定することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、化学・生物学複合メジャーコースに3年6月以上在学し、卒業の要件として修得すべき単位を優秀な成績をもって修得したと認められる学生について、学部長は、教授会の議を経て、卒業を認定することができる。
- 3 前項における卒業認定の基準は、別に定める。

第4章 学科の変更、転部、学士入学、転入学及び再入学

(学科の変更及び転部)

- 第12条** 本学部学生で学科の変更を希望する者又は本学の他学部学生で本学部へ転部を希望する者は、学部長は選考の上、転科又は転部させることがある。ただし、当該学科の収容人員に余裕のある場合に限る。

(学士入学、転入学及び再入学)

- 第13条** 学則第14条及び第15条の規定により本学部に入学を志願する者については、当該学科の収容人員に余裕のある場合に限り、教授会の議を経て選考がある。ただし、再入学を志願する者については、本学部退学時の学科に限るものとする。
- 2 前項の規定による選考を経て入学する者の在学年限については、別に定める。

第5章 研究生

(入学資格)

- 第14条** 研究生は、設備に差し支えない限り、次の各号のいずれかに該当する者について学部長は選考の上、入学を許可する。

- (1) 大学の卒業者
- (2) 専門職大学の卒業者
- (3) 短期大学の卒業者
- (4) その他学部長が教授会の議を経て適当と認める者

(入学手続)

- 第15条** 研究生を志願する者は、入学願書と履歴書及び卒業証明書又は学力を証明する書類を提出しなければならない。

(入学時期)

- 第16条** 研究生の入学時期は、毎学年始めとする。ただし、特別の事情がある者についてはこの限りでない。

(指導教員)

- 第17条** 研究生には、指導教員を定める。

- 2 指導教員は、必要があると認めるときは、授業科目担当教員の承認を得て、研究生に授業科目

を聽講させることができる。

(在学期間)

第18条 研究生の在学期間は、原則として1年以内とする。ただし、研究の必要により更に在学を希望する者は、期間の延長を願い出て、学部長の許可を得なければならない。

(攻究報告)

第19条 研究生は、在学期間の終わりに攻究報告書を指導教員を経て、学部長に提出しなければならない。在学期間の延長を願い出る者も同様とする。

(攻究証明)

第20条 研究生で相当の攻究をしたと認められる者には、証明書を与えることができる。

第6章 特別聴講学生

(入学資格及びその手続)

第21条 他の大学若しくは専門職大学又は外国の大学に在学中の者で、本学部の授業科目を履修しようとするものは、所定の手続に従い学部長に願い出るものとする。

2 前項の規定による志願者については、学部長は選考の上、特別聴講学生として入学を許可することがある。

(在学期間)

第22条 特別聴講学生の在学期間は、履修科目所定の授業期間とする。

(履修認定)

第23条 特別聴講学生の履修認定、試験及び成績については、第6条、第9条及び第10条の規定を準用する。

第7章 科目等履修生

(入学資格)

第24条 科目等履修生は、正規学生の学修に差し支えない限り、次の各号のいずれかに該当する者について学部長は選考の上、入学を許可する。

- (1) 大学2年修了以上の者又はこれと同等以上の学力があると認められる者
- (2) その他学部長が教授会の議を経て適当と認める者

(入学手続)

第25条 科目等履修生の入学手続については、第15条の規定を準用する。

(入学時期及び在学期間)

第26条 科目等履修生の入学時期は、春学期または秋学期の始めとし、在学期間は1年以内とする。ただし、学修の必要により引き続き在学を希望する者は、期間の延長を願い出て、学部長の許可を得なければならない。

(履修認定)

第27条 科目等履修生の履修認定、試験及び成績については、第6条、第9条及び第10条の規定を準用する。

2 科目等履修生で単位を修得した者には、証明書を交付することができる。

第8章 補 則

(除籍)

第28条 研究生、特別聴講学生又は科目等履修生として不適当と認められる者については、学部長は、教授会の議を経て、除籍することができる。

附 則

1 この規程は平成6年4月1日から施行する。

(略)

1 この改正は、平成15年4月1日から施行する。

2 平成15年3月31日現在在学中の者（以下「在学者」という。）及び平成15年4月1日以後において在学者の属する年次に学士入学、転入学、再入学又は転部する者については、改正後の別表1及び別表2の規定にかかわらず、なお従前の例による。この場合における改正前の別表2の適用については、数学科においては「数学特論「科学と社会」（1単位）」を、物理学科においては「物理学特論「科学と社会」（1単位）」を、化学科においては「化学特論「科学と社会」（1単位）」を、選択科目にそれぞれ加え、生物学科においては選択科目に「生物学特論「科学と社会」（1単位）」を、選択必修科目A群に「発生生物学C（2単位）」及び「生物情報科学（2単位）」を加えるものとする。

附 則

1 この改正は、平成16年4月1日から施行する。

2 平成16年3月31日現在在学中の者（以下「在学者」という。）及び平成16年4月1日以後において在学者の属する年次に学士入学、転入学、再入学又は転部する者については、改正後の別表1及び別表2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

1 この改正は、平成17年4月1日から施行する。

2 平成17年3月31日現在在学中の者（以下「在学者」という。）及び平成17年4月1日以後において在学者の属する年次に学士入学、転入学、再入学又は転部する者については、改定後の別表1及び別表2の規定にかかわらず、なお従前の例による。この場合における改定前の別表2の適用については、各学科の選択科目に「数値計算法基礎（2単位）」、「理学への招待（1単位）」及び「科学英語基礎（1単位）」を加えるものとする。

附 則

1 この改正は、平成18年4月1日から施行する。

2 平成18年3月31日現在在学中の者（以下「在学者」という。）及び平成18年4月1日以後において在学者が属する年次に学士入学、転入学、再入学又は転部する者については、改正後の別表2の規程にかかわらず、なお従前の例による。この場合における改正前の別表2の適用については、数学科の選択科目に「実験数学1（コンピュータプログラミング）（2単位）」を加えるものとする。

附 則

1 この改正は、平成19年4月1日から施行する。

2 平成19年3月31日現在在学中の者（以下「在学者」という。）及び平成19年4月1日以後において在学者の属する年次に学士入学、転入学、再入学又は転部する者については、改正後の別表1及び別表2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 20 年 3 月 31 日現在在学中の者（以下「在学者」という。）及び平成 20 年 4 月 1 日以後において在学者の属する年次に学士入学、転入学、再入学又は転部する者については、改正後の別表 1 の専門基礎教育科目の項（（注 2）に係る部分を除く。）及び別表 2 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

この場合における改正前の別表 2 の適用については、各学科の選択科目に「物理オナーセミナー 1」（1 単位）、「物理オナーセミナー 2」（1 単位）、「物理オナーセミナー 3」（1 単位）、「物理オナーセミナー 4」（1 単位）を加えるものとする。

附 則

- 1 この改正は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 21 年 3 月 31 日現在数学科、物理学科及び生物科学科（生物科学コース）に在学中の者（以下「在学者」という。）並びに平成 21 年 4 月 1 日以後において在学者の属する年次に学士入学、転入学、再入学又は転部する者については、改正後の別表 2 の規定にかかわらず、なお従前の例による。この場合における改正前の別表 2 の適用については、数学科の選択科目に「数学オナーセミナー 1」（1 単位）、「数学オナーセミナー 2」（1 単位）、「数学オナーセミナー 3」（1 単位）及び「数学オナーセミナー 4」（1 単位）を、物理学科の選択科目に「物理学実験基礎」（2 単位）、「量子物理学概論」（2 単位）、「質量分析学」（2 単位）、「宇宙地球フィールドワーク 4」（1 単位）及び「Physics in English」（2 単位）を、生物科学科（生物科学コース）の選択必修科目に「生物科学オナーセミナー 1」（1 単位）、「生物科学オナーセミナー 2」（1 単位）、「生物科学オナーセミナー 3」（1 単位）、「生物科学オナーセミナー 4」（1 単位）、「生物科学オナーセミナー 5」（1 単位）及び「生物科学オナーセミナー 6」（1 単位）を、それぞれ加えるものとする。

附 則

- 1 この改正は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 22 年 3 月 31 日現在在学中の者（以下「在学者」という。）及び平成 22 年 4 月 1 日以後において在学者の属する年次に学士入学、転入学、再入学又は転部する者については、改正後の別表 1 及び別表 2 の規定にかかわらず、なお従前の例による。この場合における改正前の別表 2 の適用については、数学科の選択科目に「確率過程論」（2 単位）を、物理学科の選択科目に「物理オナーセミナー 5」（1 単位）及び「物理オナーセミナー 6」（1 単位）を、化学科の選択科目に「化学生物学」（2 単位）を、生物科学科（生物科学コース）の選択必修科目に「生命システムの数理」（2 単位）を、生物科学科（生命理学コース）の選択必修科目に「線形代数続論 1」（2 単位）、「線形代数続論 1 演義」（2 単位）、「線形代数続論 2」（2 単位）、「線形代数続論 2 演義」（2 単位）、「複素関数論」（2 単位）、「複素関数論演義」（2 単位）、「量子力学概論」（2 単位）、「分析化学 2」（2 単位）、「基礎化学実験」（2 単位）、「生命システムの数理」（2 単位）、「植物生理学概論」（2 単位）、「動物生理学入門」（2 単位）、「生物学演習 C」（1 単位）、「発生生物学 B」（2 単位）及び「生物学演習 D」（1 単位）を、生物科学科（生命理学コース）の選択科目に「系統進化学」（2 単位）、「生態学概論」（2 単位）、「細胞生物学 B」（2 単位）、「物理オナーセミナー 5」（1 単位）及び「物理オナーセミナー 6」（1 単位）を、それぞれ加え、生物科学科（生命理学コース）の選択科目から「複素関数論」（2 単位）、「複素関数論演義」（2 単位）、「線形代数続論 1」（2 単位）、「線形代数続論 2」（2 単位）、「量子力学概論」（2 単位）

位)、「分析化学2」(2単位)、「基礎化学実験」(2単位)、「植物生理学概論」(2単位)、「動物生理学入門」(2単位)及び「発生生物学B」(2単位)を削るものとする。

附 則

この改正は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成23年3月31日現在在学中の者（以下「在学者」という。）及び平成23年4月1日以後において在学者の属する年次に学士入学、転入学、再入学又は転部する者については、改正後の別表2の規定にかかわらず、なお従前の例による。この場合における改正前の別表2の適用については、各学科の選択科目の項の次に

特別科目	リスク管理とコンプライアンス	2		
------	----------------	---	--	--

を、各学科の履修方法に「4 専門教育科目の特別科目から修得した単位は、卒業要件の単位には算入しない。」をそれぞれ加え、化学科の選択科目に「有機化学4」(2単位)及び「有機化学演習3」(1単位)を、生物科学科（生命理学コース）の選択科目に「基礎解析統論」(2単位)、「基礎解析統論演義」(2単位)、「量子物理学概論」(2単位)、「熱物理学演義」(2単位)、「電磁気学2」(2単位)、「統計力学2」(2単位)、「有機化学演習3」(1単位)、「化学反応論2」(2単位)及び「有機化学4」(2単位)をそれぞれ加え、生物科学科（生命理学コース）の選択必修科目から「電磁気学2」(2単位)及び「熱物理学演義」(2単位)を削り、生物科学科（生命理学コース）の必修科目の項中

生命理学文献調査		2		
----------	--	---	--	--

とあるのは

生命理学文献調査		2		
----------	--	---	--	--

と読み替えるものとする

附 則

- 1 この改正は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成24年3月31日現在在学中の者（以下「在学者」という。）及び平成24年4月1日以後において在学者の属する年次に学士入学、転入学、再入学又は転部する者については、改正後の別表2の規定にかかわらず、なお従前の例による。この場合における改正前の別表2の適用については、各学科の履修方法3の合わせて10単位を限度として専門教育科目の選択科目の単位に算入することができる科目にグローバルコラボレーション科目を加え（情報処理教育科目、国際交流科目、コミュニケーションデザインデザイン科目及びグローバルコラボレーション科目は、合わせて2単位を上限とする。）、生物科学科（生物科学コース）の選択必修科目に「生命現象の物理B」(2単位)を、生物科学科（生命理学コース）の選択必修科目に「生命現象の物理B」(2単位)及び「細胞生物学A」(2単位)を、生物科学科（生命理学コース）の履修方法に「専門教育科目の選択必修科目のうち、所定の単位を超えて修得した単位は、選択科目の単位に算入することができる。」をそれぞれ加え、生物科学科（生命理学コース）の選択科目から「細胞生物学A」(2単位)を削るものとする。

附 則

- 1 この改正は、平成24年10月1日から施行する。
- 2 平成24年9月30日現在在学中の者については、改正後の別表3及び別表4の規定にかかわ

らず、なお従前の例による。この場合において、改正前の別表 4 の化学科及び生物科学科の化学・生物学複合メジャーコースの表の選択科目の項中

- 「

Genetic Engineering Exercise Session		1		
--------------------------------------	--	---	--	--

とあるのは」
- 「

Exercise Session (Genetic Engineering)		2		
--	--	---	--	--

と、」
- 「

Biochemistry Exercise Session 3		1		
---------------------------------	--	---	--	--

とあるのは」
- 「

Exercise Session (Biochemistry 3)		2		
-----------------------------------	--	---	--	--

と、」
- 「

Cell Biology Exercise Session 3		1		
---------------------------------	--	---	--	--

とあるのは」
- 「

Exercise Session (Cell Biology 3)		2		
-----------------------------------	--	---	--	--

と、」
- 「

Organic Chemistry Exercise Session 3		1		
--------------------------------------	--	---	--	--

とあるのは」
- 「

Exercise Session (Organic Chemistry 3)		2		
--	--	---	--	--

と、」
- 「

Physical Chemistry Exercise Session 3		1		
---------------------------------------	--	---	--	--

とあるのは」
- 「

Exercise Session (Physical Chemistry 3)		2		
---	--	---	--	--

と、」
- 「

Inorganic & Analytical Chemistry Exercise Session 3		1		
---	--	---	--	--

とあるのは」
- 「

Exercise Session (Inorganic & Analytical Chemistry 3)		2		
--	--	---	--	--

と、それぞれ読み替えるものとする。」

附 則

- 1 この改正は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 25 年 3 月 31 日現在在学中の者（以下「在学者」という。）及び平成 25 年 4 月 1 日以後において在学者の属する年次に学士入学、転入学、再入学又は転部する者については、改正後の別表 2 の規定にかかわらず、なお従前の例による。この場合における改正前の別表 2 の適用については、物理学科の選択科目に「先端物理学・宇宙地球科学輪講」（2 単位）を加えるものとする。

附 則

- 1 この改正は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 26 年 3 月 31 日現在在学中の者（以下「在学者」という。）及び平成 26 年 4 月 1 日以後

において在学者の属する年次に学士入学、転入学、再入学又は転部する者については、改正後の別表2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成27年3月31日現在在学中の者（以下「在学者」という。）及び平成27年4月1日以後において在学者の属する年次に学士入学、転入学、再入学又は転部する者については、改正後の別表1、別表2及び別表3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成28年3月31日現在在学中の者（以下「在学者」という。）及び平成28年4月1日以後において在学者の属する年次に学士入学、転入学、再入学又は転部する者については、改正後の別表2及び別表4の規定にかかわらず、なお従前の例による。この場合において、改正前の別表2の適用については、生物科学科（生物科学コース）及び生物科学科（生命理学コース）の選択必修科目に「蛋白質情報科学」（1単位）を加え、改正前の別表4の適用については、化学科（化学・生物学複合メジャーコース）及び生物科学科（化学・生物学複合メジャーコース）の表の必修科目の項中

「

Inorganic & Analytical Chemistry 1	2			
------------------------------------	---	--	--	--

とあるのは

」

「

Inorganic Chemistry 1	1			
Analytical Chemistry 1	1			

と、

」

「

Exercise Session (Inorganic & Analytical Chemistry 1)		2		
--	--	---	--	--

とあるのは

」

「

Exercise Session(Inorganic Chemistry 1)		1		
Exercise Session(Analytical Chemistry 1)		1		

と、

」

同表の選択科目の項中

「

Inorganic & Analytical Chemistry 2	2			
------------------------------------	---	--	--	--

とあるのは

」

「

Inorganic Chemistry 2	1			
Analytical Chemistry 2	1			

と、

」

「

Exercise Session (Inorganic & Analytical Chemistry 2)		2		
--	--	---	--	--

とあるのは

」

「

Exercise Session(Inorganic Chemistry 2)		1		
Exercise Session(Analytical Chemistry 2)		1		

と、

」

「

Inorganic & Analytical Chemistry 3	2			
------------------------------------	---	--	--	--

」とあるのは

「

Inorganic Chemistry 3	1			
Analytical Chemistry 3	1			

」と、

「

Exercise Session (Inorganic & Analytical Chemistry 3)		2		
--	--	---	--	--

」とあるのは

「

Exercise Session(Inorganic Chemistry 3)		1		
Exercise Session(Analytical Chemistry 3)		1		

」とそれぞれ読み替える
ものとする。

附 則

- 1 この改正は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 平成 28 年 9 月 30 日現在在学中の者（以下「在学者」という。）及び平成 28 年 10 月 1 日以後において在学者の属する年次に学士入学、転入学、再入学又は転部する者については、改正後の別表 4 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 29 年 3 月 31 日現在在学中の者（以下「在学者」という。）及び平成 29 年 4 月 1 日以後において在学者の属する年次に学士入学、転入学、再入学又は転部する者については、改正後の別表 2 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 平成 29 年 9 月 30 日現在在学中の者（以下「在学者」という。）及び平成 29 年 10 月 1 日以後において在学者の属する年次に学士入学、転入学、再入学又は転部する者については、改正後の別表 4 の規定にかかわらず、従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 30 年 3 月 31 日現在在学中の者（以下「在学者」という。）及び平成 30 年 4 月 1 日以後において在学者の属する年次に学士入学、転入学、再入学又は転部する者については、改正後の別表 2 の規定にかかわらず、なお従前の例による。この場合において、改正前の別表 2 の適用については、数学科、物理学科、化学科、生物科学科（生物科学コース）及び生物科学科（生命理学コース）表の選択科目の項中

「

科学技術論 A	2			
科学技術論 B	2			

」とあるのは

「

科学技術論 A 1	1			
科学技術論 A 2	1			
科学技術論 B 1	1			
科学技術論 B 2	1			

」

とそれぞれ読み替え、生物科学科（生物科学コース）及び生物科学科（生命理学コース）の選択必修科目に「ゲノム情報学」（2単位）及び「現代ゲノム研究概説」（1単位）を加えるものとする。

附 則

- 1 この改正は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成31年3月31日現在在学中の者（以下「在学者」という。）及び平成31年4月1日以後において在学者の属する年次に学士入学、転入学、再入学又は転部する者については、改正後の第2条から第6条まで、第9条及び第10条並びに別表1から別表3までの規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 前項の場合において、改正前の第4条の適用については、同条第1項中「他の大学若しくは短期大学又は外国の大学若しくは短期大学」とあるのは、「他の大学、専門職大学若しくは短期大学（専門職短期大学を含む。以下同じ。）又は外国の大学（専門職大学に相当する外国の大学を含む。以下同じ。）若しくは短期大学」と、改正前の第5条の適用については、同条第2項中「並びにグローバルコラボレーション科目」とあるのは、「グローバルコラボレーション科目並びにグローバルイニシアティブ科目」とそれぞれ読み替えるものとする。

附 則

- 1 この改正は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 令和2年3月31日現在在学中の者（以下「在学者」という。）及び令和2年4月1日以後において在学者の属する年次に学士入学、転入学、再入学又は転部する者については、改正後の別表1から別表3までの規定にかかわらず、なお従前の例による。この場合において、改正前の別表2の適用については、物理学科の選択科目に「宇宙構造形成論」（2単位）を、生物科学科（生物科学コース）及び生物科学科（生命理学コース）の選択必修科目に「RNA生物学」（2単位）をそれぞれ加えるものとする。

附 則

- 1 この改正は、令和2年10月1日から施行する。
- 2 令和2年9月30日現在化学・生物学複合メジャーコースに在学中の者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和3年3月31日現在在学中の者（以下「在学者」という。）及び令和3年4月1日以後において在学者の属する年次に学士入学、転入学、再入学又は転部する者については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。この場合において、改正前の別表2の適用については、（※2）専門教育科目的化学科の選択科目に「複素環化学」（1単位）及び「有機電子論」（1単位）を、生物科学科生物科学コース及び生物科学科生命理学コースの選択必修科目

に「生体膜の生命科学」（2単位）をそれぞれ加えるものとする。

附 則

- 1 この改正は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和4年3月31日現在在学中の者（以下「在学者」という。）及び令和4年4月1日以後において在学者の属する年次に学士入学、転入学、再入学又は転部する者については、改正後の第5条第2項、別表2及び別表3の規定にかかわらず、なお従前の例による。この場合において、改正前の別表2の適用については、（※2）専門教育科目の物理学科の選択科目に「放射線計測学基礎」（2単位）を加えるものとする。

附 則

- 1 この改正は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和5年3月31日現在在学中の者（以下「在学者」という。）及び令和5年4月1日以後において在学者の属する年次に学士入学、転入学、再入学又は転部する者については、改正後の別表1及び別表2の規定にかかわらず、なお従前の例による。この場合において、改正前の別表2の適用については、（※2）専門教育科目の物理学科の選択科目に「素粒子原子核物理入門」（2単位）、「原子核物理学」（2単位）、「素粒子物理学」（2単位）及び「素粒子原子核宇宙論」（2単位）を加えるものとする。

附 則

- 1 この改正は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 令和6年3月31日現在在学中の者（以下「在学者」という。）及び令和6年4月1日以後において在学者の属する年次に学士入学、転入学、再入学又は転部する者については、改正後の別表2の規定にかかわらず、なお従前の例による。この場合において、改正前の別表2の適用については、（※2）専門教育科目の生物科学科生物科学コースの選択必修科目に「動物生理学C」（2単位）、「発生生物学D」（2単位）及び「植物生理学」（2単位）を、生物科学科生命理学コースの選択科目に「発生生物学D」（2単位）、「植物生理学」（2単位）及び「動物生理学C」（2単位）を加えるものとする。

附 則

- 1 この改正は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 令和7年3月31日現在在学中の者（以下「在学者」という。）及び令和7年4月1日以後において在学者の属する年次に学士入学、転入学、再入学又は転部する者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。この場合において、改正前の別表2の適用については、（※2）専門教育科目の数学科、物理学科、化学科の選択科目に「グローバル理系研究者育成インテンシブプログラム」（1単位）を、生物科学科生物科学コースの選択必修科目に「植物形態進化学」（2単位）を、選択科目に「グローバル理系研究者育成インテンシブプログラム」（1単位）を、生物科学科生命理学コースの選択科目に「植物形態進化学」（2単位）、「グローバル理系研究者育成インテンシブプログラム」（1単位）を加えるものとし、改正前の別表3の適用については、（※）各学科が指定する高度国際性涵養教育科目の数学科、物理学科、化学科、生物科学科生物科学コース、生物科学科生命理学コースの選択科目に「グローバル理系研究者育成インテンシブプログラム」（1単位）を加えるものとする。

別表 1

教養教育系科目の履修方法

教養教育系科目について、次に示すとおり授業科目を履修し、14単位以上を修得しなければならない。

全 学 共 通 教 育 科 目	学問への扉	学問への扉の授業科目のうちから2単位を修得すること。 ただし、国際科学特別プログラムの学生は、「A door to Academia」（2単位）を修得すること。
	基盤教養教育科目	人文科学系科目、社会科学系科目及び総合型科目のうち本学部が指定する授業科目から選択履修し、6単位以上を修得すること。
	情報教育科目	情報教育科目の授業科目のうちから選択履修し、2単位を修得すること。ただし、国際科学特別プログラムの学生は、「Information Literacy」（2単位）を修得すること。
	健康・スポーツ教育科目	「スマート・スポーツリテラシー」（2単位）又は「スマート・ヘルスリテラシー（2単位）のいずれかを選択履修し、2単位を修得すること。ただし、国際科学特別プログラムの学生は、「Health and Sports 1」（1単位）及び「Health and Sports 2」（1単位）を履修し、計2単位を修得すること。
	アドヴァンスト・セミナー	修得した単位は、自由選択の単位として算入することができる。
高度教養教育科目		次の授業科目のうちから、2年次秋学期以降に選択履修し、2単位を修得すること。 <ul style="list-style-type: none">・各学科が指定する高度教養教育科目（※）・他学科及び他コースが開講する専門教育科目・他学部等が高度教養教育科目として提供する科目で本学部が指定する科目・全学教育推進機構が開講する高度教養教育科目・コミュニケーションデザイン科目で本学部が認める科目

(※) 各学科が指定する高度教養教育科目

数 学 科

必修選択の別	授業科目	単位数			備考	必修選択の別	授業科目	単位数			備考
		講義	演習	実験・実習				講義	演習	実験・実習	
科必修	数学への道程	2					将来展望特論 A 1	0.5			
選択科目	科学技術論 A 1	1				選択科目	将来展望特論 A 2	0.5			
	科学技術論 A 2	1					将来展望特論 B 1	0.5			
	科学技術論 B 1	1					将来展望特論 B 2	0.5			
	科学技術論 B 2	1									

物 理 学 科

必修選択の別	授業科目	単位数			備考	必修選択の別	授業科目	単位数			備考
		講義	演習	実験・実習				講義	演習	実験・実習	
	先端物理学・宇宙地球科学輪講	2					将来展望特論 A 1	0.5			
選択科目	科学技術論 A 1	1				選択科目	将来展望特論 A 2	0.5			
	科学技術論 A 2	1					将来展望特論 B 1	0.5			
	科学技術論 B 1	1					将来展望特論 B 2	0.5			
	科学技術論 B 2	1									

化 学 科

必修選択の別	授業科目	単位数			備考	必修選択の別	授業科目	単位数			備考
		講義	演習	実験・実習				講義	演習	実験・実習	
	無機工業化学	2					将来展望特論 A 1	0.5			
選択科目	有機工業化学	2				選択科目	将来展望特論 A 2	0.5			
	科学技術論 A 1	1					将来展望特論 B 1	0.5			
	科学技術論 A 2	1					将来展望特論 B 2	0.5			
	科学技術論 B 1	1					数值計算法基礎	2			
	科学技術論 B 2	1									

生物科学科生物科学コース

必修選択の別	授業科目	単位数			備考	必修選択の別	授業科目	単位数			備考
		講義	演習	実験・実習				講義	演習	実験・実習	
選択科目	科学技術論 A 1	1				選択科目	将来展望特論 A 2	0.5			
	科学技術論 A 2	1					将来展望特論 B 1	0.5			
	科学技術論 B 1	1					将来展望特論 B 2	0.5			
	科学技術論 B 2	1					数値計算法基礎	2			
	将来展望特論 A 1	0.5									

生物科学科生命理学コース

必修選択の別	授業科目	単位数			備考	必修選択の別	授業科目	単位数			備考
		講義	演習	実験・実習				講義	演習	実験・実習	
選択科目	数学への道程	2				選択科目	科学技術論 B 2	1			
	先端物理学・宇宙地球科学輪講	2					将来展望特論 A 1	0.5			
	無機工業化学	2					将来展望特論 A 2	0.5			
	有機工業化学	2					将来展望特論 B 1	0.5			
	科学技術論 A 1	1					将来展望特論 B 2	0.5			
	科学技術論 A 2	1					数値計算法基礎	2			
	科学技術論 B 1	1									

別表 2

専門教育系科目の履修方法

専門教育系科目について、次に示すとおり授業科目を履修し、数学科は87単位以上、物理学科は89単位以上、化学科は97単位以上、生物科学科は91単位以上を修得しなければならない。

専門基礎教育科目	「専門基礎教育科目」(※1)に掲げる授業科目から、数学科は必修科目12単位、選択科目13単位以上、物理学科は必修科目23単位、選択科目2単位以上、化学科は必修科目及び選択必修科目合計22単位、選択科目3単位以上、生物科学科は必修科目及び選択必修科目合計24単位を修得すること。
専門教育科目	「専門教育科目」(※2)に掲げる授業科目から、数学科は必修科目38単位、選択科目24単位以上、物理学科は必修科目44単位、選択必修科目8単位、選択科目12単位以上、化学科は必修科目32単位、選択必修科目A群10単位、選択必修科目B群4単位以上、選択科目26単位以上、生物科学科のうち生物科学コースは必修科目23単位、選択必修科目40単位以上、選択科目4単位以上、生命理学コースは必修科目12単位、選択必修科目38単位以上、選択科目17単位以上を修得すること。

(※1) 専門基礎教育科目

数 学 科

必修選択の別	授 業 科 目	単 位 数	備 考	必修選択の別	授 業 科 目	単 位 数	備 考
必修科目	基礎解析学・同演義 I	3		選択科目	熱学・統計力学要論	2	
必修科目	基礎解析学・同演義 II	3		選択科目	基礎物理学実験	1	
必修科目	線形代数学・同演義 I	3		選択科目	化学基礎論 A	2	
必修科目	線形代数学・同演義 II	3		選択科目	化学基礎論 B	2	
選択科目	力学入門	2	次の履修方法のうち、いずれかを選択し履修すること。ただし、本学部に入学する際の入学試験において、物理を選択した者は、(2)を選択し、履修すること。 (1)「力学入門」を修得すること。 (2)「力学通論」又は「力学詳論 I」を修得すること。	選択科目	基礎化学実験	1	
選択科目	力学通論	2		選択科目	宇宙地球科学 I	1	
選択科目	力学詳論 I	2		選択科目	宇宙地球科学 II	1	
選択科目	力学詳論 II	2		選択科目	基礎地学実験	1	
選択科目	電磁気学入門	2	次の履修方法のうち、いずれかを選択し履修すること。ただし、本学部に入学する際の入学試験において、物理を選択した者は、(2)を選択し、履修すること。 (1)「電磁気学入門」を修得すること。 (2)「電磁気学通論」又は「電磁気学詳論 I」を修得すること。	選択科目	生物学序論	2	
選択科目	電磁気学通論	2		選択科目	生物学詳論	2	
選択科目	電磁気学詳論 I	2		選択科目	基礎生物学実験	1	
選択科目	電磁気学詳論 II	2					

数学科（国際科学特別プログラム）

必修選択の別	授業科目	単位数	備考	必修選択の別	授業科目	単位数	備考
必修科目	Calculus with Exercises I	3		選択科目	Basic Physics Experiments	1	
必修科目	Calculus with Exercises II	3		選択科目	Introductory Chemistry A I	1	
必修科目	Linear Algebra with Exercises I	3		選択科目	Introductory Chemistry A II	1	
必修科目	Linear Algebra with Exercises II	3		選択科目	Introductory Chemistry B I	1	
選択科目	Elementary Mechanics	2	いずれか 1科目を 履修する こと。	選択科目	Introductory Chemistry B II	1	
選択科目	Introduction to Mechanics	2		選択科目	Basic Chemistry Experiments	1	
選択科目	Mechanics I	2		選択科目	Earth and Space Science I	1	
選択科目	Elementary Electromagnetism	2		選択科目	Earth and Space Science II	1	
選択科目	Introduction to Electromagnetism	2		選択科目	Basic Experiments in Earth and Space Science	1	
選択科目	Electromagnetism I	2		選択科目	Introductory Biology	2	
選択科目	Mechanics II	2		選択科目	Advanced Biology	2	
選択科目	Electromagnetism II	2		選択科目	Basic Biology Experiments	1	
選択科目	Thermodynamics	2					

物理 学 科

必修選択の別	授 業 科 目	単 位 数	備 考	必修選択の別	授 業 科 目	単 位 数	備 考
選択科目	統 計 学 C - I	2		必修科目	化 学 基 礎 論 C	2	
選択科目	統 計 学 C - II	2		選択科目	化 学 基 礎 論 D	2	
必修科目	基礎解析学・同演義 I	3		必修科目	基 础 化 学 実 験	1	
必修科目	基礎解析学・同演義 II	3		必修科目	宇 宙 地 球 科 学 I	1	
必修科目	線形代数学・同演義 I	3		選択科目	宇 宙 地 球 科 学 II	1	
必修科目	線形代数学・同演義 II	3		必修科目	基 础 地 学 実 験	1	
必修科目	力 学 詳 論 I	2		選択科目	生 物 学 序 論	2	
必修科目	電 磁 気 学 詳 論 I	2		選択科目	生 物 学 詳 論	2	
必修科目	基 础 物 理 学 実 験	1		必修科目	基 础 生 物 学 実 験	1	

物理学科（国際科学特別プログラム）

必修選択の別	授 業 科 目	単 位 数	備 考	必修選択の別	授 業 科 目	単 位 数	備 考
必修科目	Calculus with Exercises I	3		必修科目	Earth and Space Science I	1	
必修科目	Calculus with Exercises II	3		必修科目	Basic Experiments in Earth and Space Science	1	
必修科目	Linear Algebra with Exercises I	3		必修科目	Basic Biology Experiments	1	
必修科目	Linear Algebra with Exercises II	3		選択科目	Statistics C - I	2	
必修科目	Mechanics I	2		選択科目	Statistics C - II	2	
必修科目	Electromagnetism I	2		選択科目	Introductory Chemistry A II	1	
必修科目	Basic Physics Experiments	1		選択科目	Introductory Chemistry B II	1	
必修科目	Introductory Chemistry A I	1		選択科目	Earth and Space Science II	1	
必修科目	Introductory Chemistry B I	1		選択科目	Introductory Biology	2	
必修科目	Basic Chemistry Experiments	1		選択科目	Advanced Biology	2	

化 学 科

必修選択の別	授 業 科 目	単 位 数	備 考	必修選択の別	授 業 科 目	単 位 数	備 考
選択科目	統 計 学 C - I	2		選択科目	電 磁 気 学 詳 論 II	2	
選択科目	統 計 学 C - II	2		必修科目	基 础 物 理 学 実 験	1	
必修科目	基 础 解 析 学 I	2		必修科目	化 学 基 础 论 A	2	
必修科目	基 础 解 析 学 II	2		必修科目	化 学 基 础 论 B	2	
必修科目	線 形 代 数 学 I	2		必修科目	基 础 化 学 実 験	1	
必修科目	線 形 代 数 学 II	2		選択科目	宇 宙 地 球 科 学 I	1	
選択必修科目	力 学 入 門	2	次の履修方法のうち、いずれかを選択し履修すること。ただし、本学部に入学する際の入学試験において、物理を選択した者は、(2)を選択し、履修すること。 (1)「力学入門」を修得すること。 (2)「力学通論」又は「力学詳論 I」を修得すること。	選択科目	宇 宙 地 球 科 学 II	1	
	力 学 通 論	2		必修科目	基 础 地 学 実 験	1	
	力 学 詳 論 I	2		必修科目	生 物 学 序 論	2	
選択科目	力 学 詳 論 II	2		選択科目	生 物 学 詳 論	2	
選択必修科目	電 磁 気 学 入 門	2	次の履修方法のうち、いずれかを選択し履修すること。ただし、本学部に入学する際の入学試験において、物理を選択した者は、(2)を選択し、履修すること。 (1)「電磁気学入門」を修得すること。 (2)「電磁気学通論」又は「電磁気学詳論 I」を修得すること。	必修科目	基 础 生 物 学 実 験	1	
	電 磁 気 学 通 論	2					
	電 磁 気 学 詳 論 I	2					

化学科（国際科学特別プログラム）

必修選択の別	授業科目	単位数	備考	必修選択の別	授業科目	単位数	備考
必修科目	Calculus I	2		必修・選択必修科目	Elementary Mechanics	2	いずれか1科目を履修すること。
	Calculus II	2			Introduction to Mechanics	2	
	Linear Algebra I	2			Mechanics I	2	
	Linear Algebra II	2			Elementary Electromagnetism	2	いずれか1科目を履修すること。
	Basic Physics Experiments	1			Introduction to Electromagnetism	2	
	Introductory Chemistry A I	1			Electromagnetism I	2	
	Introductory Chemistry A II	1		選択科目	Statistics C-I	2	
	Introductory Chemistry B I	1			Statistics C-II	2	
	Introductory Chemistry B II	1			Mechanics II	2	
	Basic Chemistry Experiments	1			Electromagnetism II	2	
	Basic Experiments in Earth and Space Science	1			Earth and Space Science I	1	
	Introductory Biology	2			Earth and Space Science II	1	
	Basic Biology Experiments	1			Advanced Biology	2	

生物科学科生物科学コース

必修選択の別	授業科目	単位数	備考	必修選択の別	授業科目	単位数	備考
必修科目	統計学B-II	2		選択科目	電磁気学詳論II	2	
必修科目	基礎解析学I	2		必修科目	基礎物理学実験	1	
必修科目	基礎解析学II	2		必修科目	化学基礎論A	2	
必修科目	線形代数学I	2		必修科目	化学基礎論B	2	
必修科目	線形代数学II	2		必修科目	基礎化学実験	1	
選択必修科目	力学入門	2	次の履修方法のうち、いずれかを選択し履修すること。ただし、本学部に入学する際の入学試験において、物理を選択した者は、(2)を選択し、履修すること。 (1)「力学入門」を修得すること。 (2)「力学通論」又は「力学詳論I」を修得すること。	選択科目	宇宙地球科学I	1	
	力学通論	2		選択科目	宇宙地球科学II	1	
	力学詳論I	2		必修科目	基礎地学実験	1	
選択科目	力学詳論II	2	次の履修方法のうち、いずれかを選択し履修すること。ただし、本学部に入学する際の入学試験において、物理を選択した者は、(2)を選択し、履修すること。 (1)「電磁気学入門」を修得すること。 (2)「電磁気学通論」又は「電磁気学詳論I」を修得すること。	必修科目	生物学序論	2	
選択必修科目	電磁気学入門	2		選択科目	生物学詳論	2	
	電磁気学通論	2		必修科目	基礎生物学実験	1	
	電磁気学詳論I	2					

生物科学科生命理学コース

必修選択の別	授業科目	単位数	備考	必修選択の別	授業科目	単位数	備考
必修・選択科目	統計学B-II	2		必修・選択必修科目	電磁気学入門	2	次の履修方法のうち、いずれかを選択し履修すること。ただし、本学部に入学する際の入学試験において、物理を選択した者は、(2)を選択し、履修すること。 (1)「電磁気学入門」を修得すること。 (2)「電磁気学通論」又は「電磁気学詳論I」を修得すること。
	統計学C-I	2			電磁気学通論	2	
	統計学C-II	2			電磁気学詳論I	2	
選択必修科目	基礎解析学・同演義I	3		選択科目	電磁気学詳論II	2	
	基礎解析学・同演義II	3		必修科目	基礎物理学実験	1	
	基礎解析学I	2		必修・選択科目	化学基礎論A	2	
	基礎解析学II	2			化学基礎論B	2	
	線形代数学・同演義I	3			化学基礎論C	2	
	線形代数学・同演義II	3			化学基礎論D	2	
	線形代数学I	2		必修科目	基礎化学実験	1	
	線形代数学II	2		選択科目	宇宙地球科学I	1	
	力学入門	2	次の履修方法のうち、いずれかを選択し履修すること。ただし、本学部に入学する際の入学試験において、物理を選択した者は、(2)を選択し、履修すること。 (1)「力学入門」を修得すること。 (2)「力学通論」又は「力学詳論I」を修得すること。	選択科目	宇宙地球科学II	1	
必修・選択必修科目	力学通論	2		必修科目	基礎地学実験	1	
	力学詳論I	2		必修科目	生物学序論	2	
選択科目	力学詳論II	2		選択科目	生物学詳論	2	
				必修科目	基礎生物学実験	1	

(※2) 専門教育科目

数 学 科

必修選択の別	授業科目	単位数			備考	必修選択の別	授業科目	単位数			備考
		講義	演習	実験・実習				講義	演習	実験・実習	
必修科目	線形代数続論 1 同 演 義	2	2			選択科目	幾何学 1 同 演 義	2	2		
	基礎解析続論 同 演 義	2	2				幾何学 2 同 演 義	2	2		
	幾何学基礎1 (位相と微積分) 同 演 義	2	2				解析学 1 同 演 義	2	2		
	複素関数論 同 演 義	2	2				解析学 2 同 演 義	2	2		
	幾何学基礎2 (位相空間論) 同 演 義	2	2				実験数学 1 (コンピュータプログラミング)	2			
	ベクトル解析	2					実験数学 2	2			
	課題研究 a		8				実験数学 3	2			
	課題研究 b		8				実験数学 4 a (マルチメディア概論)	1			
選択科目	数学オナーセミナー 1		1				実験数学 4 b (情報職業論)	1			
	数学オナーセミナー 2		1				実験数学 5	2			
	数学オナーセミナー 3		1				実験数学 6	2			
	数学オナーセミナー 4		1				実験数学 7	2			
	確率と統計	2					代数学 4	2			
	基礎考究	2					代数学 5	2			
	代数学基礎 同 演 義	2	2				代数学 6	2			
	代数学序論 1 同 演 義	2	2				代数学 7	2			
	代数学序論 2 同 演 義	2	2				代数学 8	2			
	幾何学序論 同 演 義	2	2				代数学 9	2			
	解析学序論 1 同 演 義	2	2				代数学 10	2			
	解析学序論 2 同 演 義	2	2				幾何学 3	2			
	複素関数論続論 同 演 義	2	2				幾何学 4	2			
	代数学 3 同 演 義	2	2				幾何学 5	2			

必修選択の別	授業科目	単位数			備考	必修選択の別	授業科目	単位数			備考
		講義	演習	実験・実習				講義	演習	実験・実習	
選択科目	幾何学 6	2				選択科目	応用数学 5	2			
	幾何学 7	2					応用数学 6	2			
	幾何学 8	2					応用数学 7 (情報システム論)	2			
	幾何学 9	2					応用数学 8 (通信ネットワーク論)	2			
	幾何学 10	2					応用数学 9	2			
	解析学 3	2					応用数学 10	2			
	解析学 4	2					大域数学 1	2			
	解析学 5	2					大域数学 2	2			
	解析学 6	2					大域数学 3	2			
	解析学 7	2					大域数学 4	2			
	解析学 8	2					大域数学 5	2			
	解析学 9	2					特別科目 1	2			年度当初に開講の授業科目を定める。授業科目により1単位とすることもある。
	解析学 10	2					特別科目 2	2			高度国際性涵養教育科目にも該当
	応用数学 1	2					数値計算法基礎	2			高度国際性涵養教育科目にも該当
	応用数学 2	2					理系科学英語 夏期海外研修		2		高度国際性涵養教育科目にも該当
	応用数学 3	2					グローバル理系研究者育成 インテンシブプログラム		1		高度国際性涵養教育科目にも該当
	応用数学 4	2									

[卒業要件]

卒業の認定を得るには、履修方法に基づき、教養教育系科目から14単位以上（高度教養教育科目から2単位以上を含む。）、専門基礎教育科目から25単位以上、専門教育科目から62単位以上、国際性涵養教育系科目から15単位以上（高度国際性涵養教育科目から2単位以上を含む。）、計124単位以上を修得しなければならない。

物理 学 科

必修選択の別	授業科目	単位数			備考	必修選択の別	授業科目	単位数			備考
		講義	演習	実験・実習				講義	演習	実験・実習	
必修科目	力学 1 同 演 義	2	2			選択科目	相 対 論	2			
	力学 2 同 演 義	2	2				数 値 計 算 法	2			
	電 磁 気 学 1 同 演 義	2	2				物 性 物 理 学 1	2			
	量 子 力 学 1 同 演 義	2	2				物 性 物 理 学 2	2			
	量 子 力 学 2 同 演 義	2	2				物 性 物 理 学 3	2			
	熱 物 理 学	2					光 物 理 学	2			
	統 計 力 学 1 同 演 義	2	2				素 粒 子 原 子 核 物 理 入 門	2			
	統 計 力 学 2	2					原 子 核 物 理 学	2			
	数 理 物 理 1 同 演 義	2	2				素 粒 子 物 理 学	2			
	数 理 物 理 2 同 演 義	2	2				素 粒 子 原 子 核 宇 宙 論	2			
選択必修科目	物理 学 実 験 1			4			プラズマ 物理学	2			
	物理 学 実 験 2			4			極 限 光 物 理 学	2			
	物理 学 特 別 研 究			8			質 量 分 析 学	2			
	宇 宙 地 球 科 学 特 別 研 究			8			放 射 線 計 測 学 基 礎	2			
選択科目	現 代 物 理 学 入 門	2					地 球 科 学 概 論	2			
	物 理 学 セ ミ ナ ー		1				惑 星 科 学 概 論	2			
	電 磁 気 学 2	2					宇 宙 物 理 学	2			
	量 子 力 学 3	2					生 物 物 理 学 概 論	2			
	相 対 論 的 量 子 力 学	2					宇 宙 構 造 形 成 論	2			
	熱 物 理 学 演 義		2				地 球 惑 星 物 質 学	2			
	数 理 物 理 3	2					宇 宙 地 球 フ ィ ール ド ワ イ ク 1			1	
	連 続 体 力 学	2					宇 宙 地 球 フ ィ ール ド ワ イ ク 2			1	
	物 理 実 験 学	2					宇 宇 地 球 フ ィ ール ド ワ イ ク 3			1	

必修選択の別	授業科目	単位数			備考	必修選択の別	授業科目	単位数			備考
		講義	演習	実験・実習				講義	演習	実験・実習	
選択科目	宇宙地球 フィールドワーク4			1		選択科目	物理オナ一 セミナ一4		1		
	数値計算法基礎	2					物理オナ一 セミナ一5		1		
	物理オナ一 セミナ一1		1				物理オナ一 セミナ一6		1		
	物理オナ一 セミナ一2		1				理系科学英語 夏期海外研修			2	高度国際性涵養教育科目にも該当
	物理オナ一 セミナ一3		1				グローバル理系研究者育成 インテンシブプログラム			1	高度国際性涵養教育科目にも該当

[卒業要件]

卒業の認定を得るには、履修方法に基づき、教養教育系科目から14単位以上（高度教養教育科目から2単位以上を含む。）、専門基礎教育科目から25単位以上、専門教育科目から64単位以上、国際性涵養教育系科目から14単位以上（高度国際性涵養教育科目から1単位以上を含む。）、計125単位以上を修得しなければならない。

化 学 科

必修選択の別	授業科目	単位数			備考	必修選択の別	授業科目	単位数			備考
		講義	演習	実験・実習				講義	演習	実験・実習	
必修科目	分析化学 1	2				選択科目	分析化学 3	2			
	無機化学 1	2					無機化学 2	2			
	化学熱力学 1	2					無機化学 3	2			
	量子力学概論	2					放射化学	2			
	化学反応論 1	2					無機放射化学特論	2			
	有機化学 1	2					統計力学概論	2			
	有機化学 2	2					化学熱力学 2	2			
	高分子科学	2					化学熱力学 3	2			
	化学実験法			2			量子化学 1	2			
	化学実験 1			6			量子化学 2	2			
科選目A必群修	化学実験 2			6			分子構造論 1	2			
	化学特別実験			2			分子構造論 2	2			
科選目B必群修	化学特別研究			10			化学反応論 2	2			
	高分子科学特別研究			10			化学反応論 3	2			
選択必修科目B群	無機放射化学演習		1				物性化学	2			
	量子力学演習		1				有機化学 3	2			
	統計熱力学演習		1				複素環化学	1			
	有機化学演習 1		1				有機電子論	1			
	有機化学演習 2		1				生化学 1	2			
	高分子科学演習		1				生化学 2	2			
選択科目	化学入門セミナー		1				有機生物化学	2			
	化学発展セミナー		1				有機金属化学	2			
	分析化学 2	2					有機機器分析	2			

必修選択の別	授業科目	単位数			備考	必修選択の別	授業科目	単位数			備考
		講義	演習	実験・実習				講義	演習	実験・実習	
選択科目	高分子合成化学 1	2				選択科目	化学への道程と私たち	1			
	高分子合成化学 2	2					化学オナーセミナー 1		1		
	高分子物理化学 1	2					化学オナーセミナー 2		1		
	高分子物理化学 2	2					化学オナーセミナー 3		1		
	化学プログラミング	2					化学オナーセミナー 4		1		
	化学生物学	2					理系科学英語 夏期海外研修			2	高度国際性涵養教育科目にも該当
	化学文献調査		2		高度国際性涵養教育科目にも該当		グローバル理系研究者育成 インテンシブプログラム			1	高度国際性涵養教育科目にも該当
	有機化学演習 3		1								

[卒業要件]

卒業の認定を得るには、履修方法に基づき、教養教育系科目から 14 単位以上（高度教養教育科目から 2 単位以上を含む。）、専門基礎教育科目から 25 単位以上、専門教育科目から 72 単位以上、国際性涵養教育系科目から 15 単位以上（高度国際性涵養教育科目から 2 単位以上を含む。）、計 128 単位以上を修得しなければならない。

生物科学科生物科学コース

必修選択の別	授業科目	単位数			備考	必修選択の別	授業科目	単位数			備考
		講義	演習	実験・実習				講義	演習	実験・実習	
必修科目	生物学文献調査		2			選択必修科目	動物生理学 B	2			
	生物学演習 B		1				動物生理学 A	2			
	生物学実験 1			6			動物生理学 C	2			
	生物学実験 2			6			植物生理学	2			
	生物学特別実験			8			生物科学の最前線	2			
選択必修科目	生物化学 A	2					生物学演習 A		1		
	生物化学 B	2					生物学野外実習			1	
	現代ゲノム研究概説	1					生物学臨海実習			1	
	生命現象の物理 A	2					生物学特別講義 A	1			
	生命現象の物理 B	2					生物学特別講義 B	1			
	RNA生物学	2					生物学特別講義 C	1			
	発生生物学 B	2					生物学特別講義 D	1			
	植物形態進化学	2					生物学特別講義 E	1			
	細胞生物学 A	2					生物学特別講義 F	1			
	細胞生物学 B	2					生物学特別講義 G	1			
	発生生物学 D	2					生物学特別講義 H	1			
	植物発生・生理学	2				選択科目	生物科学オナーセミナー 1		1		
	ゲノム情報学	2					生物科学オナーセミナー 2		1		
	構造生物学	2					生物科学オナーセミナー 3		1		
	遺伝情報発現の生物学	2					生物科学オナーセミナー 4		1		
	真核生物の分子遺伝学 I	2					生物科学オナーセミナー 5		1		
	真核生物の分子遺伝学 II	2					生物科学オナーセミナー 6		1		
	ゲノム分子生物学	2					生物物理学概論	2			
	生体膜の生命科学	2					理系科学英語 夏期海外研修			2	高度国際性涵養教育科目にも該当
	系統進化学	2					グローバル理系研究者育成 インテンシブプログラム			1	高度国際性涵養教育科目にも該当

[卒業要件]

卒業の認定を得るには、履修方法に基づき、教養教育系科目から 14 単位以上（高度教養教育科目から 2 単位以上を含む。）、専門基礎教育科目から 24 単位以上、専門教育科目から 67 単位以上、国際性涵養教育系科目から 15 単位以上（高度国際性涵養教育科目から 2 単位以上を含む。）、計 125 単位以上を修得しなければならない。

生物科学科生命理学コース

必修選択の別	授業科目	単位数			備考	必修選択の別	授業科目	単位数			備考
		講義	演習	実験・実習				講義	演習	実験・実習	
必修科目	生物 化学 A	2				選択必修科目	力学 2 演 義		2		
	生命現象の物理A	2					電磁気学 1	2			
	生命理学特別研究			8			電磁気学 1 演 義		2		
選択必修科目	物理学 実験 1			4			数理物理 1	2			
	物理学 実験 2			4			数理物理 1 演 義		2		
	化学 実験 1			6			数理物理 2	2			
	化学 実験 2			6			数理物理 2 演 義		2		
	生物学 実験 1			6			熱 物 理 学	2			
	生物学 実験 2			6			量子力学 1	2			
	幾何学基礎 1 (位相と微積分)	2					量子力学 1 演 義		2		
	幾何学基礎 1 演 義 (位相と微積分)		2				分析化 学 1	2			
	線形代数続論 1	2					化学熱力学 1	2			
	線形代数続論 1 演 義		2				有機化 学 1	2			
	幾何学基礎 2 (位相空間論)	2					量子力学概論	2			
	幾何学基礎 2 演 義 (位相空間論)		2				高分子科学	2			
	ベクトル解析	2					無機化 学 1	2			
	複素関数論	2					有機化 学 2	2			
	複素関数論 演 義		2				化学反応論 1	2			
	基礎解析続論	2					分析化 学 2	2			
	基礎解析続論 演 義		2				化 学 実 験 法			2	
	力 学 1	2					遺伝情報発現の 生 物 学	2			
	力 学 1 演 義		2				生物 学 演 習 B		1		
	力 学 2	2					生物 化学 B	2			

必修選択の別	授業科目	単位数			備考	必修選択の別	授業科目	単位数			備考
		講義	演習	実験・実習				講義	演習	実験・実習	
選択必修科目	ゲノム情報学	2				選択科目	実験数学1 (コンピュータプログラミング)	2			
	植物発生・生理学	2					実験数学2	2			
	動物生理学A	2					代数学序論1	2			
	動物生理学B	2					代数学序論1演義		2		
	生物学演習C		1				代数学序論2	2			
	RNA生物学	2					代数学序論2演義		2		
	発生生物学D	2					幾何学序論	2			
	植物生理学	2					幾何学序論演義		2		
	生物学演習D		1				解析学序論1	2			
	細胞生物学A	2					解析学序論1演義		2		
	質量分析学	2					解析学序論2	2			
	化学生物学	2					解析学序論2演義		2		
	生体膜の生命科学	2					複素関数論統論	2			
	命理学基礎演習1		1				複素関数論統論演義		2		
	命理学基礎演習2		1				代数学3	2			
	生物学特別講義A	1					代数学3演義		2		
	生物学特別講義B	1					幾何学1	2			
	生物学特別講義C	1					幾何学1演義		2		
	生物学特別講義D	1					幾何学2	2			
	生物学特別講義E	1					幾何学2演義		2		
	生物学特別講義F	1					解析学1	2			
	生物学特別講義G	1					解析学1演義		2		
	生物学特別講義H	1					解析学2	2			

必修選択の別	授業科目	単位数			備考	必修選択の別	授業科目	単位数			備考
		講義	演習	実験・実習				講義	演習	実験・実習	
選択科目	解析学 2 演義		2			選択科目	生化学 2	2			
	現代物理学入門	2					高分子合成化学 1	2			
	量子力学 演習		1				高分子物理化学 1	2			
	熱物理学 演義		2				高分子科学 演習		1		
	電磁気学 2	2					無機化学 3	2			
	量子力学 2	2					分子構造論 2	2			
	量子力学 2 演義		2				量子化学 2	2			
	統計力学 1	2					有機生物化学	2			
	統計力学 1 演義		2				有機機器分析	2			
	有機化学 演習 2		1				無機放射化学 演習		1		
	有機化学 演習 3		1				統計熱力学 演習		1		
	統計力学 2	2					高分子合成化学 2	2			
	生物物理学概論	2					高分子物理化学 2	2			
	化学熱力学 2	2					化学特別実験			2	
	量子化学 1	2					現代ゲノム研究概説	1			
	分子構造論 1	2					ゲノム分子生物学	2			
	有機化学 演習 1		1				真核生物の分子遺伝学 I	2			
	無機化学 2	2					真核生物の分子遺伝学 II	2			
	放射化学	2					発生生物学 B	2			
	分析化学 3	2					生命現象の物理 B	2			
	化学反応論 2	2					細胞生物学 B	2			
	統計力学概論	2					系統進化学	2			
	有機化学 3	2					構造生物学	2			

必修選択の別	授業科目	単位数			備考	必修選択の別	授業科目	単位数			備考
		講義	演習	実験・実習				講義	演習	実験・実習	
選択科目	動物生理学C	2				選択科目	数学オナ一セミナ一4		1		
	植物形態進化学	2					化学オナ一セミナ一1		1		
	生物科学の最前線	2					化学オナ一セミナ一2		1		
	生物学野外実習			1			化学オナ一セミナ一3		1		
	生物学臨海実習			1			化学オナ一セミナ一4		1		
	物理オナ一セミナ一1		1				生物科学オナ一セミナ一1		1		
	物理オナ一セミナ一2		1				生物科学オナ一セミナ一2		1		
	物理オナ一セミナ一3		1				生物科学オナ一セミナ一3		1		
	物理オナ一セミナ一4		1				生物科学オナ一セミナ一4		1		
	物理オナ一セミナ一5		1				生物科学オナ一セミナ一5		1		
	物理オナ一セミナ一6		1				生物科学オナ一セミナ一6		1		
	数学オナ一セミナ一1		1				理系科学英語 夏期海外研修		2	高度国際性涵養教育科目にも該当	
	数学オナ一セミナ一2		1				グローバル理系研究者育成 インテンシブプログラム		1	高度国際性涵養教育科目にも該当	
	数学オナ一セミナ一3		1								

[卒業要件]

卒業の認定を得るには、履修方法に基づき、教養教育系科目から14単位以上（高度教養教育科目から2単位以上を含む。）、専門基礎教育科目から24単位以上、専門教育科目から67単位以上、国際性涵養教育系科目から15単位以上（高度国際性涵養教育科目から2単位以上を含む。）、計125単位以上を修得しなければならない。

別表 3

国際性涵養教育系科目の履修方法

国際性涵養教育系科目について、次に示すとおり授業科目を履修し、数学科、化学科及び生物科学科は15単位以上、物理学科は14単位以上を修得しなければならない。

全学共通教育科目	マルチリンガル教育科目	<p>①第1外国語として、総合英語のうち本学部が指定する授業科目から選択履修し6単位、実践英語のうち本学部が指定する授業科目の中から選択履修し2単位を修得すること。ただし、英語を母語とする外国人留学生については、第1外国語の「総合英語」、「実践英語」の理学部に配当される科目の中から3単位以上、第2外国語の「日本語」の理学部に配当される科目の中から3単位以上、グローバル理解の「多文化コミュニケーション（日本語）」の理学部に配当される科目の中から2単位以上、計8単位を第1外国語として修得することができる。</p> <p>②第2外国語として、ドイツ語、フランス語、ロシア語及び中国語のうちから1外国語を選択履修し、本学部が指定する授業科目の中から3単位を修得すること。ただし、外国人留学生については、日本語を選択し、履修することができる。</p> <p>③グローバル理解のうち本学部が指定する授業科目の中から選択履修し、2単位を修得すること。ただし、外国人留学生で第2外国語の日本語を選択履修した場合は、「多文化コミュニケーション（日本語）」の科目2単位を修得すること。</p> <p>④国際科学特別プログラムの学生は、①から③までの規定にかかわらず、別に定める履修方法により、13単位以上を修得すること。</p>
	高度国際性涵養教育科目	<p>次の授業科目のうちから、2年次秋学期以降に選択履修し、物理学科は1単位以上、数学科、化学科及び生物科学科は2単位以上単位を修得すること。</p> <ul style="list-style-type: none">・各学科が指定する高度国際性涵養教育科目（※）・他学部が高度国際性涵養教育科目として提供する科目で本学部が指定する科目・国際交流科目のうち、本学部が認める科目

(※) 各学科が指定する高度国際性涵養教育科目

数 学 科

必修選択の別	授 業 科 目	単位数			備考
		講義	演習	実験・実習	
必修科目	海外文献調査 a		1		
	海外文献調査 b		1		
選択科目	科学英語基礎	1			
	理系科学英語 夏期海外研修			2	専門教育科目にも該当
	グローバル理系研究者育成 インテンシブプログラム			1	専門教育科目にも該当

物 理 学 科

必修選択の別	授 業 科 目	単位数			備考
		講義	演習	実験・実習	
選択必修科目	物理学文献調査			1	
	宇宙地球科学文献調査			1	
選択科目	科学英語基礎	1			
	Physics in English	2			
	理系科学英語 夏期海外研修			2	専門教育科目にも該当
	グローバル理系研究者育成 インテンシブプログラム			1	専門教育科目にも該当

化 学 科

必修選択の別	授 業 科 目	単位数			備考
		講義	演習	実験・実習	
選択科目	化学文献調査		2		専門教育科目にも該当
	科学英語基礎	1			
選択科目	理系科学英語 夏期海外研修			2	専門教育科目にも該当
	グローバル理系研究者育成 インテンシブプログラム			1	専門教育科目にも該当

生物科学科生物科学コース

必修選択の別	授 業 科 目	単位数			備考
		講義	演習	実験・実習	
必修科目	生物学演習 C		1		
	生物学演習 D		1		
選択科目	科学英語基礎	1			
	理系科学英語 夏期海外研修			2	専門教育科目にも該当
	グローバル理系研究者育成 インテンシブプログラム			1	専門教育科目にも該当

生物科学科生命理学コース

必修選択の別	授 業 科 目	単位数			備考
		講義	演習	実験・実習	
必修科目	生命理学文献調査		2		
	科学英語基礎	1			
選択科目	理系科学英語 夏期海外研修			2	専門教育科目にも該当
	グローバル理系研究者育成 インテンシブプログラム			1	専門教育科目にも該当

担当教員名簿

職名ごとに 50 音順

令和 7 年 4 月現在

※学科長、(併)併任

理学部長(併) 近藤 忠 教授 (令和 7 年 4 月 1 日~)		講師 助教 〃	菊庵 岩井 大野 小川 菊田 久野 西井 林原 原 雅浩 裕之 康平 恵理香 良徳 晃平 靖浩	和雄 司之 平德 崇司 之
数学科		〃	〃	〃
教授 石田 政司 〃 太田 慎一 〃 片山 聰一郎 〃 鎌田 聖一 〃 後藤 竜司 〃 佐久間 紀佳 〃 高橋 篤史 〃 土居 伸一 〃 富田 直人 〃 中村 博昭 〃 藤原 彰夫 〃 安田 健彦 〃 矢野 孝次 〃 山ノ井 克俊 〃 ※吉永 正彦 〃 渡部 隆夫 准教授 戸亥 隆恭 〃 内田 素夫 〃 大川 新之介 〃 太田 和惟 〃 大場 貴裕 〃 武田 秀一郎 〃 野場 啓 〃 馬場 伸平 〃 藤田 健人 〃 松本 佳彦 〃 水谷 治哉 〃 森山 知則		教授 〃 准教授 〃	金杉 中村 降旗 三町 茶碗谷 由惠 昭大 勝久 紀夫 東谷 章弘 誠(情報科学) 大介(D3センター) 毅(情報科学) 夫(情報科学) 弘(情報科学) 登(D3センター) 一(情報科学) 若林 泰央(情報科学)	子(全学教育推進機構) (情報科学) 久(情報科学) (情報科学) 夫(情報科学) (情報科学) 弘(情報科学) (情報科学) 央(情報科学)

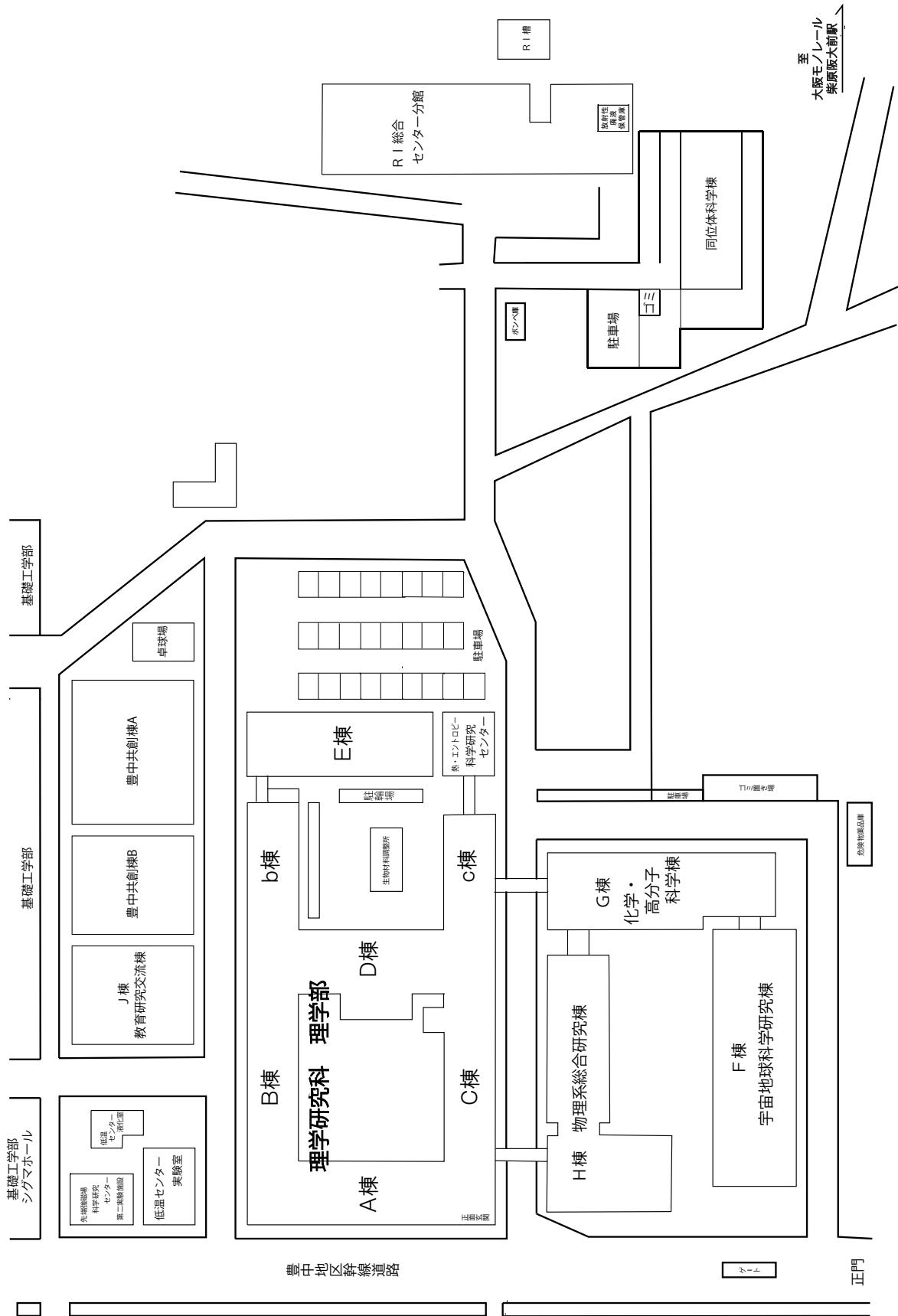
物理学科			助教	田中瀬	実穢
(物理学)			〃	廣谷英則	
教授	青木正治		〃	深谷英則	
〃	浅川正之		〃	三原基嗣	
〃	大野木哲也哉		〃	村川寛	
〃	兼村晋哉				
〃	川畠貴裕		教授	豊田岐聰	<small>理学研究科附属フォア フロント研究センター</small>
〃	工藤一貴		助教	福田航平	<small>同上</small>
〃	黒木和彦		教授	萩原政幸	<small>理学研究科附属先端強 磁场科学研究センター</small>
〃	越野幹人		准教授	鳴海康雄	<small>同上</small>
〃	南條創		助教	木田孝則	<small>同上</small>
〃	新見康洋		教授	浅野建一	<small>(全学教育推進機構)</small>
〃	西岡辰磨		〃	岩田夏弥	<small>(レーザー研)</small>
〃	花咲徳亮		〃	木村真一	<small>(生命機能)</small>
〃	松野丈夫		〃	千徳靖彦	<small>(レーザー研)</small>
准教授	上野一樹		〃	竹内徹也	<small>(低温センター)</small>
〃	大塚洋一		〃	民井淳	<small>(核物理センター)</small>
〃	小田原厚子		〃	野海博之	<small>(核物理センター)</small>
〃	越智正之		〃	福田光順	<small>(SLicsセンター)</small>
〃	酒井英明		〃	藤岡慎介	<small>(レーザー研)</small>
〃	佐藤亮介		〃	吉野元	<small>(D3センター)</small>
〃	塩貝純一		准教授	大田晋輔	<small>(核物理センター)</small>
〃	高田真太郎		〃	川崎猛史	<small>(D3センター)</small>
〃	竹森那由多		〃	渡邊浩	<small>(生命機能)</small>
〃	増渕達也		助教	田中純貴	<small>(核物理センター)</small>
〃	山口哲		〃	中村拓人	<small>(生命機能)</small>
〃	吉田斉				
〃	Keith. M. Slevin				
助教	赤松幸尚		非常勤講師		
〃	上田浩平		特任教授	阿久津泰弘	
〃	大橋琢磨				
〃	金子竜也				
〃	川上拓人				
〃	後藤郁夏人				
〃	佐藤朗俊				
〃	清水俊男				
〃	蒋				

化 学 科							
(化 学)							
教 授				教 授			
桂	木	洋	光	赤	井	惠	人
近	藤	忠	忠	石	川	直	洋
住	貴	宏	宏	上	田	貴	隆
寺	田	健	太郎	奥	村	光	崇
長	峯	健	太郎	笠	松	良	史
※	波多野	恭	弘	棍	原	康	平
	松	尾	太	久	保	康	聰
	松	本	浩	齊	藤	靖	崇
准教授	井	上	芳	塚	原	卓	史
	江	端	宏	中	澤	泰	平
	大	高	裕	難	波	信	祐
	小	高	真	船	橋	広	博
	西	田	賢	松	本	浩	也
	增	中	千	水	谷	敦	久
	山	湯	博	吉	成	德	齊
	横	川	諭	坪	藤	智	塚
助 教	青	田	勝	加	山	貴	史
	桂	山	一郎	下	蔡	良	七
	河	井	司	蔡	西	秀	彥
	川	室	誠	福	福	將	光
	木	村	輔	真	真	春	介
	境	家	希	山	山	政	己
	鈴	木	淳	吉	吉	正	人
	田之上	智	弘	石	石	健	志
			介	金	金	泰	樹
			宏	野	野	裕	一
准教授	坂	和	洋	山	潤	貴	斗
	佐	野	好	一	風	健	行
			(レーザー研)	(レーザー研)	川	雅	資
					須	正	介
					諷	賴	頼
					高	之	之

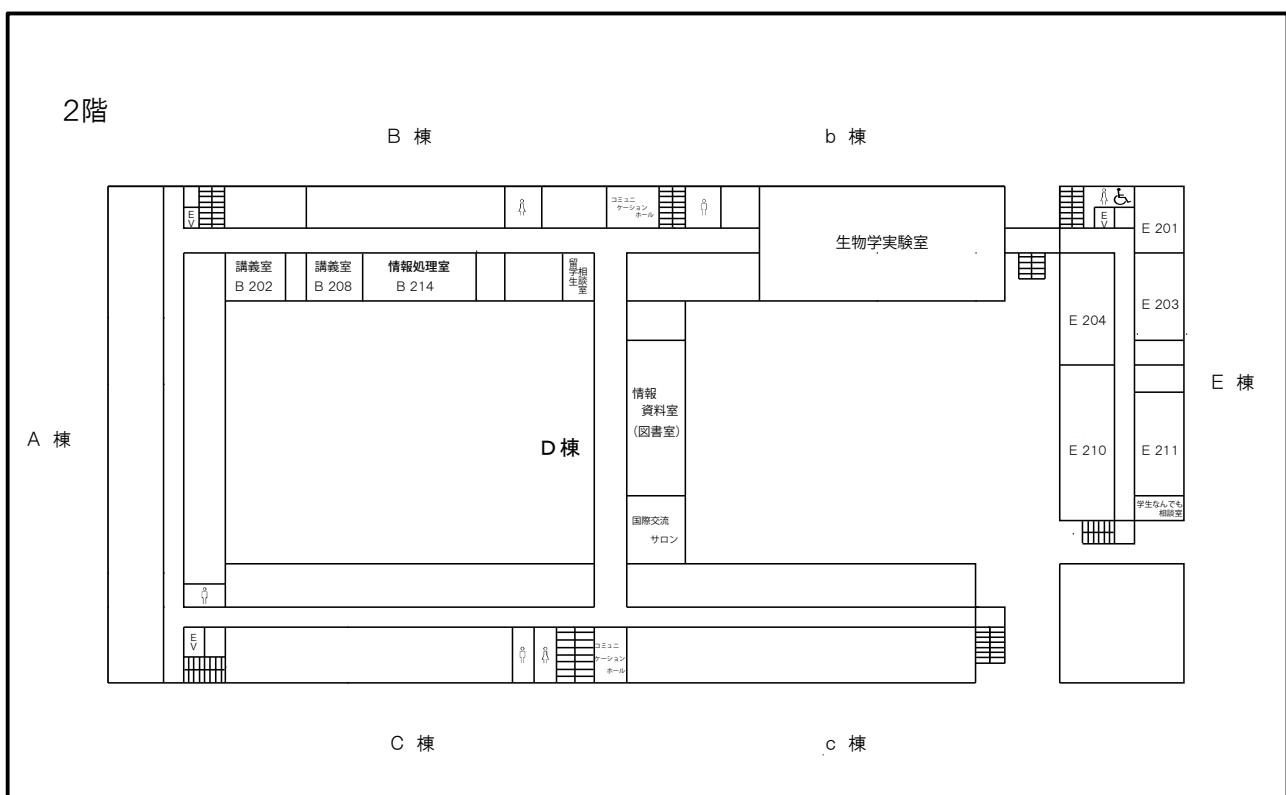
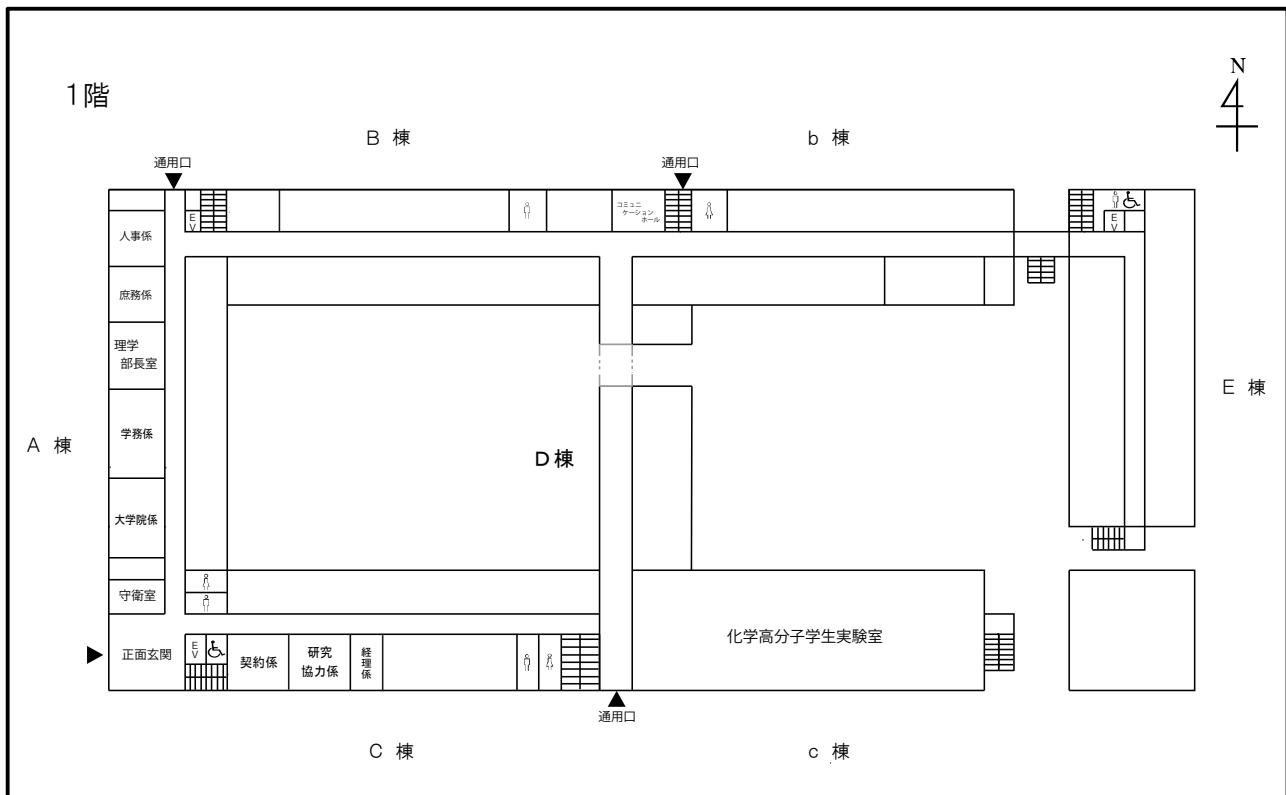
助 教	平 尾 宏太郎	(高分子科学)
"	真 木 勇 太	教 授 井 上 正 志
"	三 坂 朝 基	" 今 田 勝 已
"	山 下 智 史	" 鬼 塚 清 孝
"	山 本 茂 樹	" 高 島 義 德
"	渡 部 誠 也	" ※寺 尾 憲 章
"	Anas Santria	" 橋 松 宮 仁
教 授	中 野 元 裕	" 山 口 美 靖
准教授	宮 崎 裕 司	准教授 浦 川 理
助 教	高 城 大 輔	" 岡 村 明
教 授	岡 田 美智雄 (放射線科学基盤機構)	" 金 澤 紘
"	樺 山 一 哉 (放射線科学基盤機構)	" 高 橋 倫 太 郎
"	兼 田 加珠子 (放射線科学基盤機構)	講 師 川 口 辰 也
"	坂 本 雅 典 (産 研)	助 教 小 林 裕 一 郎
"	鈴 木 孝 祯 (産 研)	" 竹 川 宜 宏
"	谷 口 正 輝 (産 研)	" 中 畑 雅 樹
"	豊 嶋 厚 史 (放射線科学基盤機構)	" 山 岡 賢 司
"	豊 田 岐 聰	教 授 加 藤 貴 之 (蛋白研)
"	西 村 多 喜 (蛋白研)	" 栗 栲 源 嗣 (蛋白研)
"	北 條 裕 信 (蛋白研)	" 中 川 敦 史 (蛋白研)
"	水 口 賢 司 (蛋白研)	" 山 本 仁 (安全衛生管理部)
"	山 口 和 也 (全学教育推進機構)	
"	山 口 哲 志 (产 研)	
"	吉 村 崇 (放射線科学基盤機構)	
准教授	大 江 一 弘 (放射線科学基盤機構)	
"	白 崎 謙 次 (放射線科学基盤機構)	
"	豊 田 二 郎 (博物館)	
"	宮 久 保 圭 祐 (博物館)	
教 授	木 田 敏 之 (工学部)	
"	佐 伯 昭 紀 (工学部)	
"	正 岡 重 行 (工学部)	
"	松 崎 典 弥 (工学部)	
"	安 田 誠 (工学部)	
准教授	石 割 文 崇 (工学部)	
"	神 戸 徹 也 (工学部)	

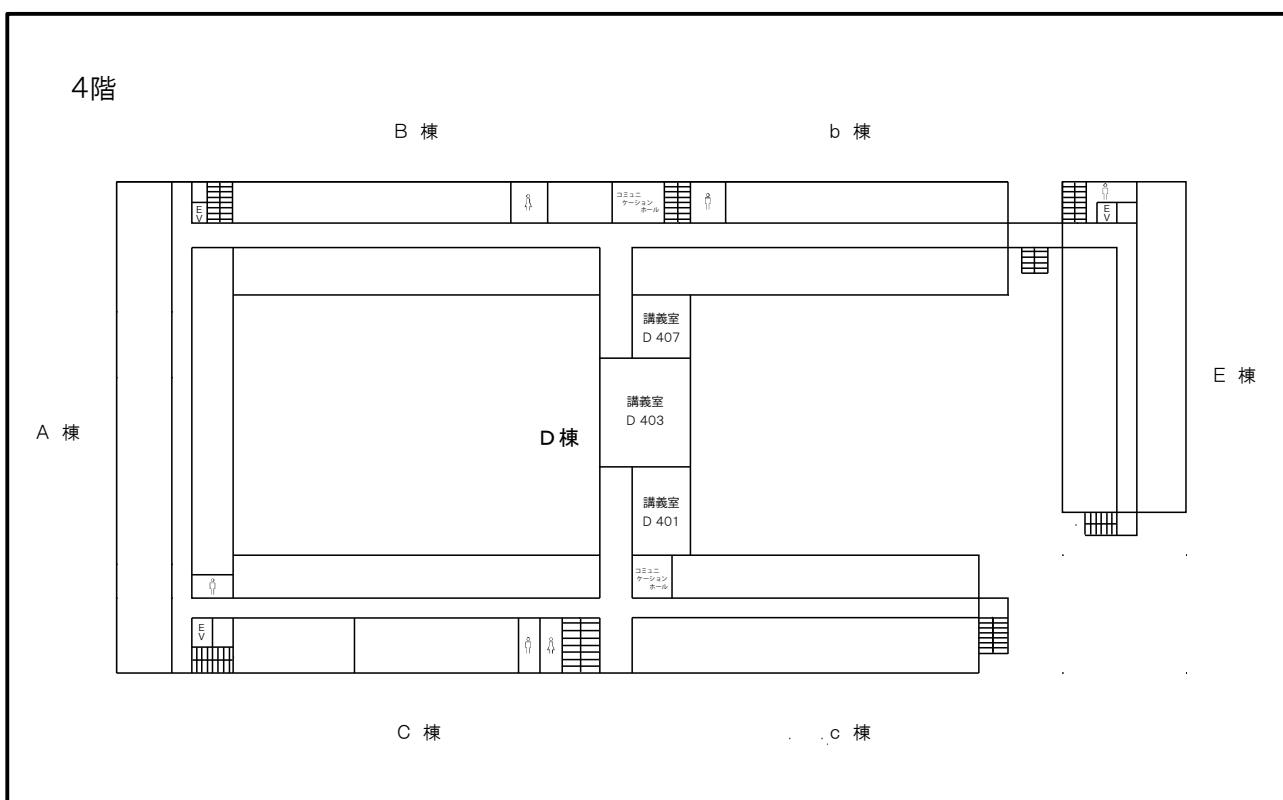
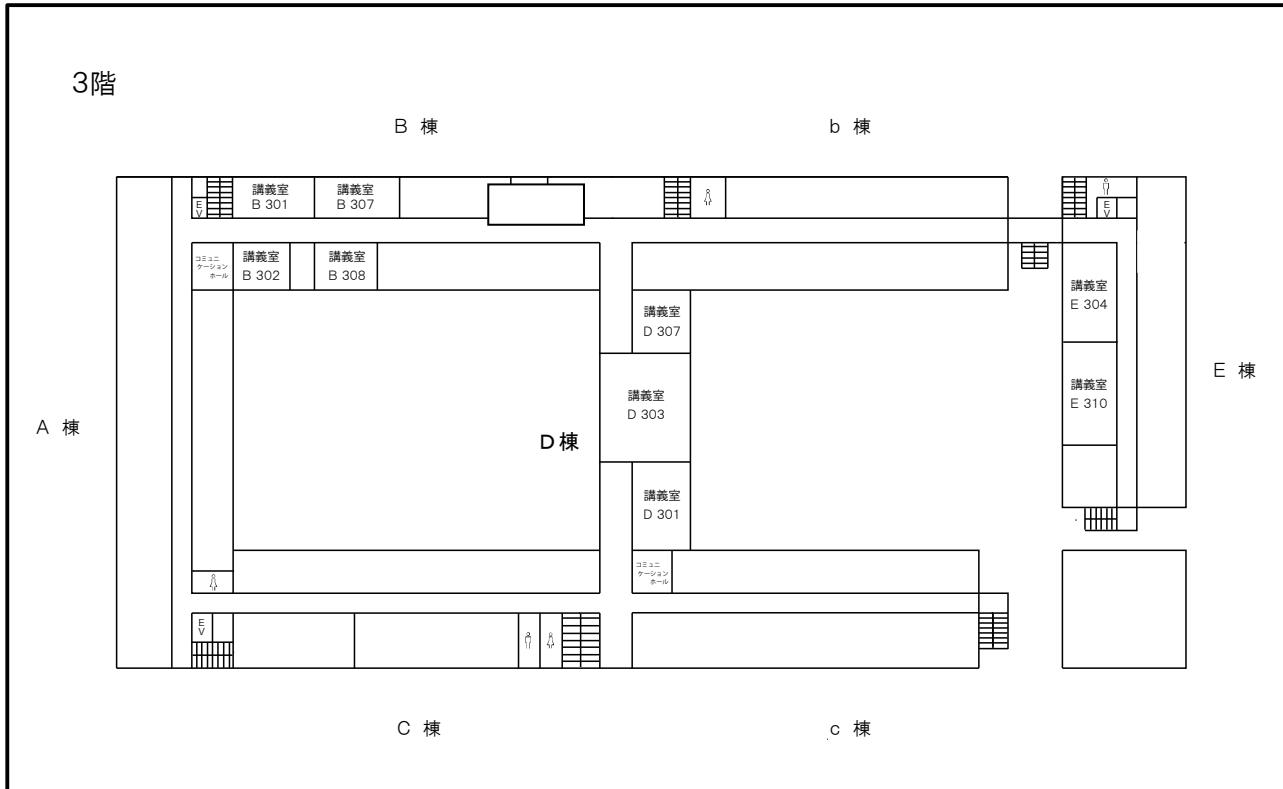
生物科学科	
教授	石原直忠 ※小布施力史 柿本辰男 昆隆英 近藤侑貴 志賀向子 進藤麻子 古屋秀隆 松野健治
准教授	今井薰 久保田弓子 長尾恒治 中川拓郎 古谷朋之 梅津大輝 濱中良隆 山本遼介
講師	浅田哲弘 磯部真也 伊藤佑 今井洋 小笠原絵美 加藤壮一郎 北村大樹 高田忍 武田啓佑 久山尚紀
助教	石谷太(微研) 岩永史朗(微研) 上田昌宏(生命機能) (全学教育推進機構) 古賀信康(蛋白研) 篠原彰(蛋白研) 高木淳一(蛋白研) 山下敦子(蛋白研) 廣瀬哲郎(生命機能) 古川貴久(蛋白研)
准教授	有賀隆行(生命機能) 茶屋太郎(蛋白研) 鈴木団(蛋白研) 戸田聰(蛋白研) 富永恵子(生命機能) 中井正人(蛋白研) 古郡麻子(蛋白研) 中山崎智弘(生命機能) 助教 松岡里実(生命機能)

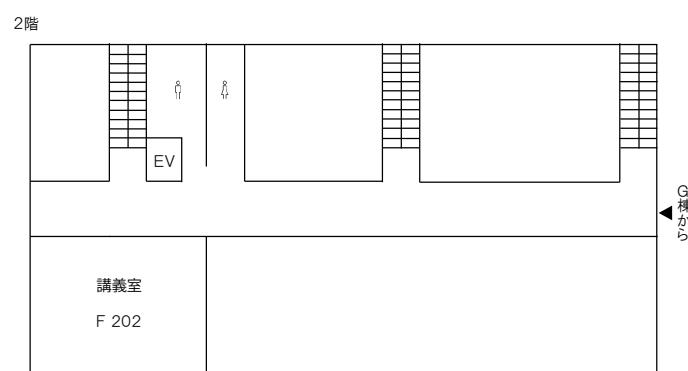
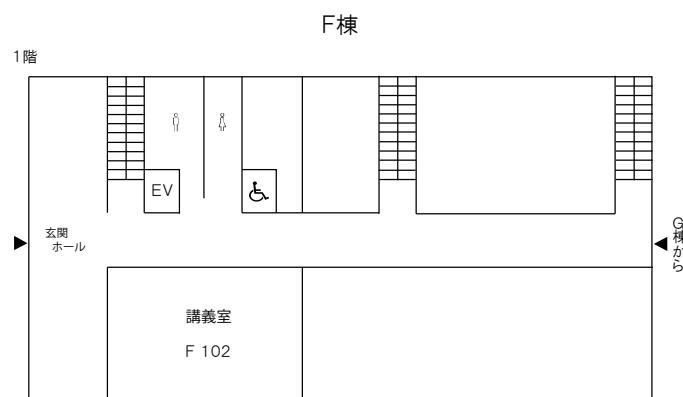
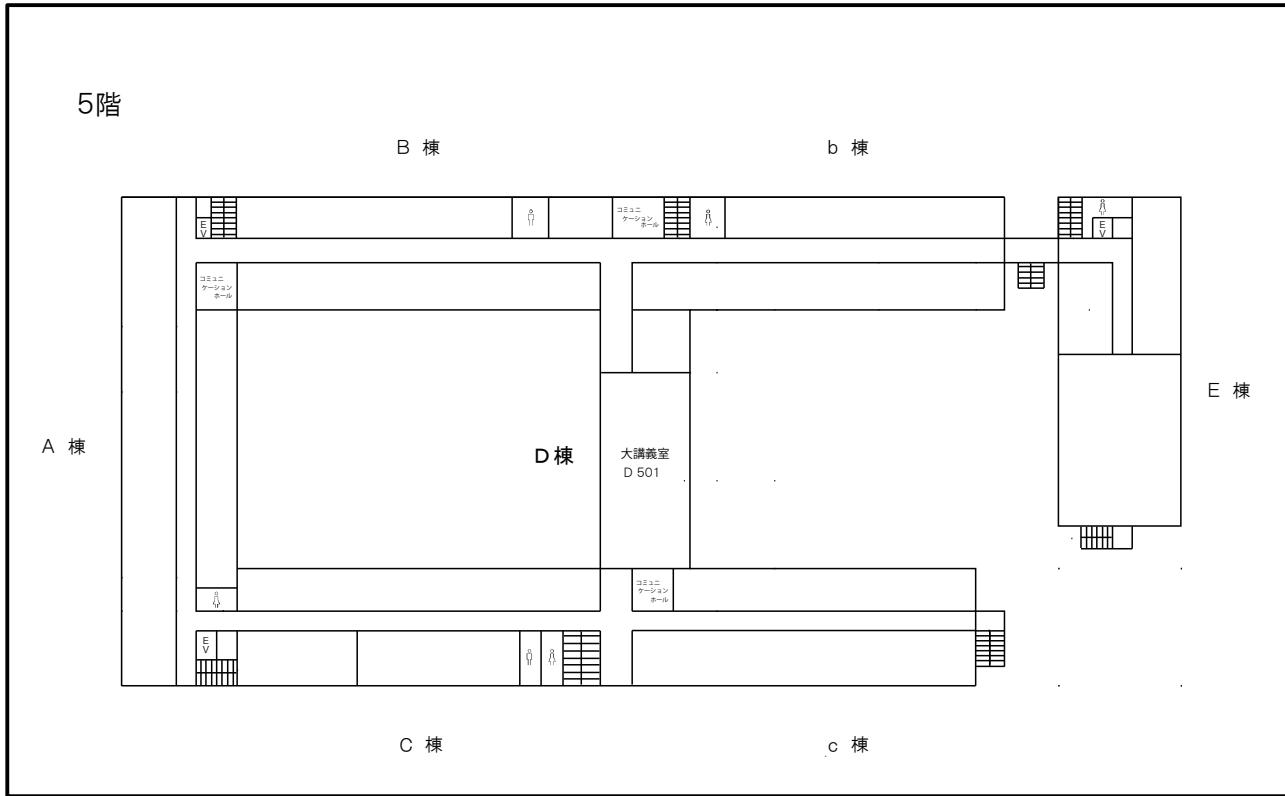
理学研究科・理学部 建物配置図



講義室等案内図







大 阪 大 学 理 学 部

〒560-0043 豊中市待兼山町1番1号

電話 06 (6850) 6111 (代表)

<https://www.sci.osaka-u.ac.jp>